

明治二十五年三月三十一日
第三任海軍大臣可

(32頁)

官 報 (号 外)

官報

号外

昭和三十年七月二十一日

○第二十二回衆議院會議録第四十四号

昭和三十年七月二十一日(木曜日)

議事日程 第四十三号

昭和三十年七月二十一日

午後一時開議

第一 自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 防衛庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 北道防衛住宅建設等促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 北海道防衛住宅建設等促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 日本海外移住振興株式会社法案(内閣提出)

第七 自動車損害賠償保障法案(内閣提出)

第八 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第九 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十一 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十二 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十三 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十四 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十五 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十六 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十七 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十八 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十九 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二十 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二十一 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二十二 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二十三 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二十四 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二十五 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二十六 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二十七 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二十八 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第一 自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出)
改正する法律案(内閣提出)
日程第二 防衛庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
改正する法律案(内閣提出)
日程第三 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出)
改正する法律案(内閣提出)
日程第四 北道防衛住宅建設等促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)
改正する法律案(内閣提出)
日程第五 北海道防衛住宅建設等促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)
改正する法律案(内閣提出)
日程第六 日本海外移住振興株式会社法案(内閣提出)
改正する法律案(内閣提出)
日程第七 自動車損害賠償保障法案(内閣提出)
改正する法律案(内閣提出)
日程第八 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(内閣提出)
改正する法律案(内閣提出)

午後三時三十分開議
○議長(金谷秀次君) これより会議を開きます。

○議長(金谷秀次君) お諮りいたします。内閣から、鉄道建設審議会委員に佐藤博夫君、平山孝君、今里広記君、岡田三君、湯河元威君、迫静二君、島田孝一君及び山崎國輔君を任命するため、鉄道建設法第六条第二項の規定により本院の同意を得たいとの申し出が、あります。右申し出の通り同意を与えるに御異議ありませんか。
〔異議なし〕と叫ぶ者あり
○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって同意を与えるに決しました。

第一 自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出)
第二 防衛庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
第三 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○議長(金谷秀次君) 日程第一、自衛隊法の一部を改正する法律案、日程第二、防衛庁設置法の一部を改正する法律案、日程第三、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。委員長は報告を求めます。内閣委員長宮澤龍男君。

法案、日程第三、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。委員長は報告を求めます。内閣委員長宮澤龍男君。

自衛隊法の一部を改正する法律案

自衛隊法の一部を改正する法律案

自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第十條第二項中「管区隊」の下に「混成団」を加え、同条に次の一項を加える。

4 混成団は、混成団本部及び連隊その他の直轄部隊から成る。

第十二條の次に次の一項を加える。

(混成団長)
第十二條の二 混成団の長は、混成団長とする。

2 混成団長は、方面總監の指揮監督を受け、混成団の隊務を統括する。

第十三條中「及び管区隊」を「管区隊及び混成団」に、「及び管区總監部」を「管区總監部及び混成団本部」に改める。

第十四條中「及び管区隊」を「管区隊及び混成団」に改める。

第二十條第一項中「航空教育隊」を「航空団」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 航空団は、航空団司令部及び飛行群その他の直轄部隊から成る。

第二十條の次に次の二条を加える。

(航空団司令)

第二十條の二 航空団の長は、航空団司令とする。

2 航空団司令は、長官の指揮監督を受け、航空団の隊務を統括する。

(部隊の長)

第二十條の三 航空団以外の部隊の長は、長官の定めるところにより、上官の指揮監督を受け、当該部隊の隊務を統括する。

第二十一條を次のように改める。

(航空団の名称等)
第二十一條 航空団の名称並びに航空団司令部の名称及び所在地は、別表第三のとおりとする。

2 特別の事由によつて航空団及び航空団司令部を増設し、若しくは廃止し、又は航空団の名称並びに航空団司令部の名称及び所在地を変更する必要がある場合には、国会の閉会中であるときは、政令で航空団及び航空団司令部を増設し、若しくは廃止し、又は航空団の名称並びに航空団司令部の名称及び所在地を変更することができる。この場合においては、政府は、次の国会でこの法律を改正する措置をとらなければならない。

第二十四條に次の二項を加える。

五九三

昭和三十年七月二十一日 衆議院會議録第四十四号 自衛隊法の二部を改正する法律案外二案

3 第三項の機関は、自衛隊の業務

遂行上、一体的運営を要する必要がある場合には、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の共同の機関として置くことができる。

4 前項の規定により共同の機関が置かれた場合における当該機関に對する長官の指揮監督については、長官の定めるところによる。

第二十八条中「管区總監」の下に「混成団長を加える。

第二十九条第三項中「方面總監又は管区總監を」管区總監又は混成団長」に改める。

第三十六条の見出しを「(陸士長等、海士長等及び空士長等の任用期間並びにその延長)に改め、同条第一項を次のように改める。

陸士長、二等陸士、二等陸士及び三等陸士(以下「陸士長等」といふ)は二年を、海士長、二等海士、二等海士及び三等海士(以下「海士長等」といふ)並びに空士長、一等空士、二等空士及び三等空士(以下「空士長等」といふ)は三年を任用期間として任用されるものとする。ただし、長官の定める特殊の技術を必要とする職務を担当する陸士長等は、その志願に基き、三年を任用期間として任用されることが出来る。

第三十六条第二項中「陸士長等」の下に「海士長等又は空士長等」を、「陸士長等又は空士長等」の下に「海士長等又は空士長等」を加える。同条第三項中「三等陸士の下に「三等海士又は三等空士」を、「陸士候補者」の下に「海士候補者又は空士候補者」を加え、同条第四項及び第五項中

別表第一中「及び管区隊」を「管区隊及び混成団」に、「及び管区總監部」を「管区總監部及び混成団本部」に、「北部方面隊」を「北部方面總監部」に、「北部方面隊」を「北部方面總監部」に、「西部方面隊」を「西部方面總監部」に改める。

別表第二の次に別表第三として次のように加える。

別表第三

航空団の名称	航空団司令部	
	名	所在地
航空団	航空団司令部	浜松市

附則

1 この法律は、公布の日から起算して七月を超えない範囲内において各規定について政令で定める日から施行する。ただし、自衛隊法第三十六条、第四十条及び第四十五条第一項の改正規定は、昭和三十一年四月一日から施行する。

防衛庁設置法の一部を改正する法律案
防衛庁設置法の一部を改正する法律案
防衛庁設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。
第七條第一項中「十六万四千五百三十八人」を「十九万五千八百八十人」に改め、同条第二項中「十三万人」を「十五万人」に、「一万五千八百八十八人」を「一万九千三百九十一人」に、「六千二百八十七人」を「一万三千四百六十六人」に、「十五万二千五百五十五人」を「十七万九千七百六十九人」に改める。
第二十四條第一項前段中「陸上幕僚副長」を「陸上幕僚副長(二人)」に、「海上幕僚副長」を「海上幕僚副長(一人)」に、「航空幕僚副長」を「航空幕僚副長(一人)」に改め、同条第四項中「幕僚副長」を「陸上幕僚副長、海上幕僚副長、航空幕僚副長」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「陸上幕僚副長、及び(以下単に「幕僚副長」といふ)を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 陸上幕僚副長は、長官の定めるところにより、幕僚長を助け、幕僚長に事故があるとき、又は幕僚長が欠けたときは、その職務を行う。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 北海道開発法(昭和二十五年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。
第十二條第一項第二号中「保安庁」を「防衛庁」に改める。
防衛庁設置法の一部を改正する法律案に對する修正案
防衛庁設置法の一部を改正する法律案に對する修正案
防衛庁設置法の一部を改正する法律案の一部を修正する。
第二十四條の改正に關する部分を削る。
〔報告書は會議録追録に掲載〕
防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案
防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案
防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。
第十一條の二を第十一條の三とし、第十一條の次に次の一項を加える。
(俸給の調整額)
第十一條の二 別表第二又は別表第六に掲げる俸給の額が次の各号に掲げる特殊の官職にある事務官等に対して適当でないとき認めるとき

は、その特殊性に基いて、その俸給の額につき政令で適正な調整額を定めることができる。

一 その職務及び責任の度が別表第二に掲げる職務の級のうちのいずれかに相当する場合において、同様の職務と責任を有する官職に就する他の事務官等が通常勤務する場所に比してへき遠又は交通困難な場所に勤務する事務官等の官職

二 同様の職務と責任を有する官職に通常含まれてはいる労働の困難又は危険の度に比して著しい困難又は危険を含む職務にかか

2 前項の規定による俸給の調整額は、その調整前における俸給額の百分の二十五をこえてはならない。

第十六条を次のように改める。
(航空手当、乗組手当及び落下さん隊員手当)

第十六条 航空機乗員として政令で定める自衛官(以下次項において「乗員」という。)には航空手当を、艦船乗組員として政令で定める自衛官(以下次項において「乗組員」という。)には乗組手当を、落下さん隊員として政令で定める自衛官(以下次項において「落下さん隊員」という。)には落下さん隊員手当を、それぞれ支給する。

2 航空手当、乗組手当及び落下さん隊員手当は、乗員、乗組員又は落下さん隊員がそれぞれ乗員、乗組員又は落下さん隊員として勤務しなかつた日については、それぞれ政令で定めるところにより特別に

乗員、乗組員又は落下さん隊員として勤務したものとみなされる日を除き、支給しない。

3 航空手当、乗組手当及び落下さん隊員手当の額は、第一項の自衛官の受ける俸給の百分の五十以内において政令で定める。

第十七条第一項中「船舶が、長官の定める定め、港を出発した日から当該定め、港に到着するまでの航海を行う日について、」を「船舶が航海を行う日について、政令で定めるところにより、」に改める。

第十八条の二第二項及び第十九条中乗組手当、航空手当を「航空手当、乗組手当、落下さん隊員手当」に改める。

第二十二條に次の一項を加える。

2 国は、前項の規定による調整の給付を担当する者が請求することのできる診療報酬の額の審査に関する事務及びその診療報酬の支払に關する事務を社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)による社会保険診療報酬支払基金に委託することができ

第二十七條第二項中「乗組手当、航空手当」を「航空手当、乗組手当、落下さん隊員手当」に改める。

第二十八條第一項各号列記以外の部分中陸士長以下のを削り、同項第一号中「百二十日」を「百日に改め、同項第二号中「百八十日」を「百五十日」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「五日」を「四日」に改め、その退職又は死亡の日におけるその者の俸給日額の百二十日分(前項第二号に掲げる者にあつては、百八十日分)に相当する額をこえるとき、又は「を削り、「七十二日分」を「六十日分」に改め、同条第三項中「陸曹候補者」の下に、海曹候補者又は空曹候補者を加え、「海士長、一等海士、二等海士若しくは三等海士又は空士長、一等空士、二等空士若しくは三等空士たる自衛官として任用された者にあつてはその任用の日からを削り、「二年」を「三年」に改め、同条第五項中「五日」を「四日」に、「七十二日分」を「六十日分」に、「三十六日分」を「三十日分」に改め、

同条第六項中「陸士長、一等陸士、二等陸士若しくは三等陸士から一等陸曹、二等陸曹若しくは三等陸曹(以下「陸曹」という。))又は陸曹(以下「陸曹」という。))又は陸曹から三等陸尉以上の自衛官に昇任した場合を「陸士長、海士長又は空士長以下の自衛官が三等陸曹、三等海

曹又は三等空曹以上の自衛官に昇任した場合」に改める。

附則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、防衛庁職員給与法第二十八條の改正規定及び附則第二項の規定は、昭和三十一年四月一日から施行する。

(昭和三十一年三月三十一日まで)の間に任用された陸士長等に対する経過措置)
2 改正後の防衛庁職員給与法第二十八條第一項から第六項までの規定は、昭和三十一年三月三十一日までの間に任用された陸士長、海士長又は空士長以下の自衛官については、適用がないものとし、これらの者に対する退職手当については、なお従前の例による。ただし、昭和三十一年三月三十一日までの間に任用期間を定めて任用された陸士長以下の自衛官が同年四月一日以降においてその志願により引き続き任用された場合におけるその者に対する退職手当については、改正後の防衛庁職員給与法第二十八條第一項から第六項までの規定を適用する。

(租税特別措置法の一部改正)
3 租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第七條の十第一項第一号中「準用する場合」を「準用する場合並びに防衛庁職員給与法第二十二條第一項においてその例によるものとされる場合」に改める。

4 前項の規定による改正後の租税特別措置法第七條の十及び第七條の十一の規定は、個人の昭和三十一年分の所得税又は医療法人のこの法律(附則第一項ただし書に係る部分を除く。以下附則第七項において同じ。)の施行の日以後に終了する事業年度分の法人税から適用し、個人の昭和二十九年分以前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)
5 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第十三條第二項に後段として次のように加える。

防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第百六十六号)第二十二條第二項の規定により、療養の給付を担当する者が国に対して請求することができ診療報酬の額の審査に関する事務及びその診療報酬の支払に關する事務を委託されたときにおいて、同様とする。

昭和三十一年七月二十一日 衆議院會議録第四十四号 自衛隊法の一部を改正する法律案外二案

昭和三十年七月二十一日 衆議院會議録第四十四号 自衛隊法の一部を改正する法律案外二案

五九六

〔地方税法の一部改正〕

6 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の十四第一項中「準用する場合」を「準用する場合並びに防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)第二十二条第一項においてその例によるものとされる場合」に改める。

第二百六十二条第六号中「昭和二十七年法律第二百六十六号」を削る。

7 前項の規定による改正後の地方税法第七十二条の十四及び第七十二条の十七の規定は、医療法人のこの法律の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の事業税又は昭和三十一年度分の個人の事業税から適用し、医療法人の同日前に終了した事業年度分の法人の事業税又は昭和三十一年度分以前の個人の事業税については、なお従前の例による。

〔報告書は会議録に掲載〕

〔宮澤虎男君登壇〕

○宮澤虎男君 たいだいま議題となりました三つの法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を簡単に御報告申し上げます。まず、防衛庁設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、現下の情勢に対処しまして、防衛力を整備充実するため、自衛官二万七千六百五十四人、自衛官以外職員三千六百十八人、計三万一千二百七十二人を増加して、防衛庁の職員の定員を十九万五千八百八十人とし、このうち自衛官の定数を十七万九千七百六十九人に改めようとするのがその骨子であります。しかし、陸上自衛官二万人の増員の大半は、新たに設置される西部方面隊及び二つの混成団等に充てる要員であります。海上自衛官三千五百八十三人の増員は、艦艇の新造、完成及び航空部隊の増強に伴う要員であります。航空自衛官四千五百九十九人の増員は、航空団の新設並びに航空操縦学校等の充実のための要員となっております。また、自衛官以外の増員職員は、陸上自衛隊におきましては、後方部隊、学校及び補給所等に、海上自衛隊におきましては、幕僚監部、地方総監部及び学校等に、航空自衛隊におきましては、幕僚監部及び学校等に、その他関連施設本部、技術研究所及び防衛大学校等にそれぞれ充てられる要員となっております。なお、陸上幕僚監部の事務を円滑に遂行するため、その幕僚副長の定数は一人を増して二人としたしております。

次に、自衛隊法の一部を改正する法律案について申し上げます。本案は、自衛隊の任務遂行に万全を期するため、九州地方に西部方面隊を設置し、その方面総監部を熊本市に置くことを初めとしたしまして、管区隊に準ずる混合部隊として混成団二つを新設し、北部及び西部の両方面隊の編成に一つずつ加え、また、航空自衛隊には、ジェット機を基幹とする航空団を新設して、その司令部を浜松市に置くほか、部隊等の運営の合理化をはかるため所要の改正を行おうとするものであります。

次に、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案について申し上げます。本案は、防衛庁の職員に対する給与の適正化をはかるため、一般公務員の給与に関する法律の趣旨並びに職員の勤務の特殊性に即応した措置を講じようとするものであります。その大半は、現に実施されているものを法律に明文化しようとするものであります。

七月二十日、防衛庁設置法の一部を改正する法律案に対し、民自派の共同提案により、陸上幕僚副長を二人制とするのは部隊の統率上適当でないとして、これを現行の通り一人制とする旨の修正案が提出されたのであります。

よつて、修正案を含め三法案を一括して討論に入りましたところ、飛鳥田委員及び田原委員は、日本社会党をそれぞれ代表して、いずれも原案及び修正案に反対の意見を述べられ、大坪委員は自由党を、辻委員は民主党をそれぞれ代表して、いずれも原案及び修正案に賛成の意見を述べられたのであります。

採決の結果、防衛庁設置法の一部を改正する法律案は多数をもって修正案の通り修正議決し、他の二法案はいずれも多数をもってそれぞれ原案の通り可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(益谷秀次君) 討論の通告があります。順次これを許します。西ヶ久保重光君。

〔西ヶ久保重光君登壇〕

○西ヶ久保重光君 私は、たいだいま提案されました防衛庁設置法の一部を改正する法律案外二案に対して、日本社会党を代表して絶対反対の討論をするものであります。(拍手)
わが日本社会党が再軍備に反対をし、日米安保条約並びに行政協定に對

する反対態度を堅持してゐることは、今さら申し上げることもございませんが、今回ここに上程されました防衛三法の改正案を見て参りますと、まことに国民として許しがたい幾多のものを持っておるのであります。私がこの法案の審議を通じて感じましたことは、政府並びに民主党は、この増強案を、いわゆる外敵に対する日本の防衛、さらにはいわゆる内乱防止の一点、もう一点は、日本の自衛力を増強してアメリカ駐留軍を撤退させるということを言っておるのであります。しかしながら、長い間慎重に検討いたしました結果によりまして、どうも政府の主張する論点が非常にあいまいであります。

世界の趨勢は、御承知のように、今やジュネーヴにおいて四巨頭会議が開催されておる。このことは、皆さんも御承知のように、決して戦争をするための会議ではございません。しかも、世界の平和を確保する上において、アメリカもソ連も、いわゆる自由圏も共產圏も、ともに軍備の拡張に狂奔した結果、それ自体において非常な国内的な矛盾を持つて参っております。国民は軍備拡張のために非常に苦しい生活に追い込まれてゐるのであります。従いまして、四巨頭会議の内容は、世界平和の確保と、さらには、自分たちが持つて参つた軍備拡張の矛盾から、国内におけるこれに対する非常な反対の

七月二十日、防衛庁設置法の一部を改正する法律案に対し、民自派の共同提案により、陸上幕僚副長を二人制とするのは部隊の統率上適当でないとして、これを現行の通り一人制とする旨の修正案が提出されたのであります。

よつて、修正案を含め三法案を一括して討論に入りましたところ、飛鳥田委員及び田原委員は、日本社会党をそれぞれ代表して、いずれも原案及び修正案に反対の意見を述べられ、大坪委員は自由党を、辻委員は民主党をそれぞれ代表して、いずれも原案及び修正案に賛成の意見を述べられたのであります。

空気を、こういったことによつて解決しようとする大きな努力であると思ふのであります。(拍手)さらに、アジアにおきましては、ホル・インド首相を初め、アジアの平和に対する大きな努力がなされております。こういった努力がなされて、わが敗戦国日本が、防衛庁長官も申しますように、外敵が攻めて参つた際でも、それ自体においては防衛することができないという自衛隊を、今さら何を好んで増強しようとするのであるか、私は不可解千万であります。(拍手)

さらに、皆さん、今回の三万有餘の増強に当りまして、われわれは政府のいわゆる防衛六カ年計画なるものを根柢からつて参りましたが、これに対して何ら一言の批判もなければ方針の開陳もございません。この防衛三法の一部改正は、鳩山内閣の、その場当たりと申しましょうか、無定見と申しましょうか、全くでたらめほうりだいな自衛力増強の一端であると喝破せざるを得ないのであります。(拍手)このよう無責任きわまる自衛力の増強ということは、まことに私は遺憾千万にたえぬと思ふ。いわゆる外敵に対する関係について、きのう、鳩山総理は、いみじくも、四巨頭会議が成功するならば、日本の防衛の点も相当考えなくてはならぬし、冷戦の中止も考えられるから、日本の平和の確保が可能であるというお答えをなさいました。もし、

しかりとするならば、私が先ほど言うように、外敵に対する防衛力の増強というものは、断固ここで排撃しなければならぬと思ふのであります。さらに、国内における内乱の防止ということを主張されまされども、鳩山総理並びに杉原防衛庁長官に対して、日本において現在内乱ないしは内乱に類する可能性があるかという私の質問に対して、鳩山総理も、杉原防衛庁長官も、ないという御答弁である。近い将来においても起り得る可能性はないとおっしゃる。にもかかわらず、このような総額二百五十六億という膨大な予算を伴う、使ひものにならない自衛隊の増強ということは、全く言語道断と言わなければなりません。(拍手)

さらに、私は、第三点に、民主党の諸君も忘れはすまい、総選挙において、自衛隊の増強、再軍備はアメリカ駐留軍を撤退させるために最も大切であるということを言つて参つた。ところが、鳩山総理、杉原防衛庁長官の答弁によると、陸上部隊は六年もすれば帰るかもしれぬけれども、空軍並びに海軍はほとんど永久に帰し得ないという事態がはつきりした。(拍手)皆さん、私は、鳩山内閣並びに民主党の諸君は、国民を完全に欺いたと言わなければならぬと思ふ。(拍手)私は、このような実態を持った三法案に対して、絶対に承服しがたいと思ふ。

三万一千名の増員に対して二百五十億という膨大な予算を要しますが、ただいまの学校給食の予算がたった六千万円。もし二百五十六億の五分の一をさきますれば、学校給食を完全給食として、全児童が毎日給食を受け得るのであります。さらに、皆さん、われわれは地域給の問題を全官公の責任においてやつておられますが、この予算が二百五十億。もしこの防衛予算を削減しますならば、全官公の地域給は立ちどころに解決するのであります。いかうな点から考えましても、われわれは、このような三法には絶対賛成できません。

私は、最後に、政府並びに民主党、自由党の諸君に親切な御忠告を申し上げる。今申しますような観点から、諸君は、今からでもおそくはない、この防衛予算を撤回して、このように苦しい戦争被害者や、あるいはその他あらゆる者にこれを均等にまわすならば、日本の防衛力は軍隊でなくて、国民生活の安定と平和的な友好関係による世界平和への大きな努力こそは真に日本の自衛力であるというところを、私は御忠告申し上げたい。(拍手)

鳩山首相並びに民主党の諸君は、そこに思いをいたされて、一日も早く日本社会党に同調され、このような政策を断行されることを希望して、私の反対討論を終ります。(拍手)

○議長(金谷秀次君) 田中正巳君

○田中正巳君(登壇) 私は、自由党を代表して、政府提出にかかる防衛庁設置法の

一部を改正する法律案、自衛隊法の一部を改正する法律案及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案につき、防衛庁設置法の一部を改正する法律案については、自民両党共同提案の修正案と、右修正部分を除く政府原案に賛成、他の二法案については政府原案に賛成の意見を申し述べようと思存するのであります。(拍手)

おおよそ、独立の国家がみずからの存在を守るために自衛の力を持つことは国家主権の一部であるということが、従来より認められてきた基本的通念であります。たとい、人類社会において、かくのごときことを次第に止揚せんとする理想的観念が台頭しつつあり、それに向つて不断の努力が払われておるとしても、それはあくまで一個の理想的観念であるにとどまり、これをもって現実の国家のあり方を律せんとするは、歴史的発展の過程と現実の環境を忘れた暴挙と言わざるを得ないものであります。(拍手)さればこそ、今日、世界の各国は、自由主義国家であれ、共產主義国家であれ、おおよそ国家と称し得る態様を持つものは、すべて、その置かれた客観的情勢と財政的負担能力に応じ、しかるべき自衛力を持つておるのであります。かくのごとき基本的観念に立脚して、わが国もまた、たとい憲法において侵略的軍備の保有が禁止されておるとしても、自衛のため必要最小限度の力を持ち得るものであるとい

うことは、私どものつとに相道してきただころであります。かくして、今日、わが国は、防衛庁設置法と自衛隊法とを根拠として、かかる意味合いにおける自衛力を維持しつつあるのであります。しかしながら、それは、わが国が真に必要とする体制に対しては、まだ十分なものではなく、国の財力の許す限り漸次増強していかなければならないというのが当面の要請であります。(拍手)

また、わが国は、敗戦後の外国軍隊の進駐に引き続き、独立回復後も、わが国の自衛力の完成まで、すなわち自主的防衛体制の確立に立ち至るまで、日米安全保障条約等に基き、米軍部隊の一部をもつてわが国の防衛を補完しつつあることは、現実の姿であり、また事情やむを得ないものであったのであります。この相互安全保障体制が、一面、米国を中心とする自由主義国家群の存立のために資するところあるものとしても、反面、わが国自身の防衛のために役立っており、これを否定し得ないところであり、これをもつて万々外国のための防衛体制なりと強弁するがごときは、事の本質の一面のみを見て他の反面を見ざるの愚であると云わなければならぬのであります。(拍手)

しかしながら、かくのごとき体制は、わが国が自主的に國を防衛する完全なる力を有しない間の暫定的措置で

昭和三十年七月二十一日 衆議院會議録第四十四号 自衛隊法の一部を改正する法律案外二案

五九八

あり、われわれの終局の目標と希望は、国の自主的防衛体制の確立であり、今日、われわれ同胞の共通した国民感情は、少くとも平時においては一日も早く外国軍隊の駐留を排し、撤退せしむるという点にあるものと思ふのであります。しかしながら、ただ無為無策に外国軍隊の撤退を求むることとは、よし、それ、今日一時的に国際緊要が若干緩和しておるとしても、かかることは国家としてきわめて軽率なる措置と申さねばならないのであります。(拍手)防衛力の真空状態、そこに來たるものは侵略と混乱であるといふことを否定し得る客観的保証は全然ないといふのがわれわれの認識であり、大多数国民の洞察もまたそこにあることを信じて疑わないものであります。外国軍隊の撤退を要求しながら、わが国の自衛力の増強に反対する諸名は、一体祖国の存立をいかなる形で維持していこうとするものでありましょうか。

近時、非武装中立論といふことを唱える者もありますが、私どもは、歴史的経緯に徴し、はたまた現下の世界の動向に照らし、かくのごときものをもつて手放しの樂觀的態度に終始することを得ないものであります。また、わが国を共産化せんとする一部の人が、彼らのいわゆる日米解放、すなわち日本共産革命のために、このわれわれの祖国を最も都合のよい状態にしておこうなどという考えに對しては、斷固

反響を加えなければならぬのは論を待たざることであります。さらに、その理論的根拠においては、一應異なるものを持つとしても、しよせん、かくのごとき共産革命論者の主張に結果的に利用されるがごとき態勢を作り上げるよう主張する者に対しては、私どもは斷固反対しなければならぬと信ずるものであります。(拍手)

かかるがゆえに、われわれは、外国軍隊の撤退を希求しつつ、国の安全を保障する目的をもつて自衛体制の強化をはからんとするものであります。国の自衛体制の強化は、一面、経済力の充実、社会秩序の安定、国民思想の健全化に求めなければならぬと同時に、他面、いわゆる防衛力の強化によらなければならぬのは、論を待たないところのものであります。

以上の観点から、わが党は、さきに民生の安定をはかるとともに、自衛力の漸増方式を採用して参つたのであります。今日、政府もまた、防衛庁設置法の一部を改正し、陸上自衛官二万名を機軸とし、海空その他防衛庁の職員を定員を三万一千名増員せんとするものは、かかる目的のためにとられた措置として、かりにそれが相当の国費を要するものであるとしても、われわれは、これを認めるべきものとして、これが予算措置についてはさきに本院において可決せられたところであり、今日われわれは同様の観点からこの法案に賛意を表するものであります。

また、自衛隊法の一部を改正する法律案は、右の増員と表裏の關係にあり、必要部隊の増設を主たる内容として、さらに部隊の合理的編成及び隊員の資質の向上等を企圖したものと見て、同様賛成いたしたいと存するものであります。

最後に、私は政府に對し特に申し述べたいと思ふことがあります。それは、本案審議に當り、私どもは、政府より、わが国自衛力の漸増計画につき何らの具體的説明を得られなかつたことが、その第一点であります。われわれは、本法案の内容である自衛隊員の増員は、わが国自衛力漸増の一部であるということを想定して賛意を表さなければならなかつたのであります。政府のいわゆる防衛六カ年計画の初年度であつたがゆえに、そして、その数が比較的少数であり、この程度ならばわが国の財政力にたえ得るものと認められて、これを承認したものであります。しかしながら、今後自衛力を漸増していく場合において、政府のかかる態度をもつては、とうてい国会の審議を要することができなくなること、政府は今日より銘記しなければならぬと思ふのであります。もし、それ、政府の言われるごとく、いまだ成案を得るに至らないとして、諸般の情勢よりこれを発表すること、に重大なる支障があるとしても、それならば、何ゆゑに、政府及び日本民主黨は、總選挙の前後において、しばしば国民に對し、今後は自衛力漸増につき計画的措置をとるとして、あたかもそれが自己の獨特なる政策であるかのごとき宣伝をなしたのであるのでしょうか。このことは、はなかくも、本院内閣委員会におけるわが党同僚各委員の質疑により、その正体を露呈せざるを得ない醜態を演じたのであります。国の自衛力といふ極めて重大かつ嚴肅なる問題をもつて自己の政党の人氣取りのために利用したという輕率かつ不用意なる態度は、今後深く反省自戒されなければならぬと存するものであります。(拍手)

次に、私どもは、鳩山首相以下、政府の首腦者の、憲法第九条に対する解釈の無定見と不用意さを究明しなければならぬと存するものであります。鳩山首相は、その在野時代、しばしば、自衛隊の存在は憲法第九条に抵触するがゆゑに、憲法第九条はこれを改正しなければならぬとして自由党内閣に迫つたことは、今日なお国民の記憶に新たなところであり、今日、その鳩山氏自身が、一たび總理の職を帯びるや、態度を約變して、自衛のためならいかなる近代的戦力も持ち得ると言明し、わが党の内閣委員江崎氏の鋭い質疑にありや、再度意見を變更、自衛のため必要最小限度の防衛力を持つことは差しつかえないと一歩後退した答弁をなし、最後には、自由党内閣の解釈と大差ないと申したのであります。さらに、また、右の見解に立脚してか、憲法第九条は今日改正する必要が薄らいできたと言へておるのであります。かかる重要な問題について、いやしくも一國の總理大臣の要職を占むる者の意見が約變するこ

とは、国民に対し混乱を生じさせるばかりでなく、当時の鳩山氏の意見に賛同し、これが実現を期待した国民、な

○議長(金谷秀次君) 田中君、申し合せの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○田中正巳君(議) なかんずく、鳩山内閣ができたならば、われわれは憲法上の日陰者でなくなれると期待して、日本民主党に対し集団投票までした自衛隊員に対し、何をもちて介解するの

各種の給与手当等を規定することを中心とする法案であり、鳩山内閣の再軍備政策の前進を企図するものであることは、申し上げるまでもないところであります。日本社会党は、昨年の七月、吉田内閣当時、国会におきまして、良識ある国民大衆の世論を背景といたしまして、この防衛庁設置法と自衛隊法に対して猛烈と反対をいたしましたのでありますが、遺憾ながら、しやにむに押し切られまして、これらの法案が成立いたしましたことは周知の通りであります。しこうして、吉田内閣に

私は、以上の意見と要望を付して、本案につき、一部修正案とその修正部分を除く政府原案につき賛成の意見を表明するものであります。何とぞ、各位におかれても、現下、外国の置かれた客観的情勢を御認識の上、同様の御意見あらんことを切望し、私の討論を終るものであります。(拍手)

○議長(金谷秀次君) 小牧次生君。

「小牧次生君登壇」

○小牧次生君 私は、日本社会党を代表いたしまして、防衛庁設置法の一部を改正する法律案、自衛隊法の一部を改正する法律案及び防衛府職員給与法の一部を改正する法律案に対して反対の討論をなさんとするものであります。

以上のいわゆる防衛三法案は、御承知の通り、現在の自衛隊を拡充強化いたしまして、新たな編成を行い、かつ

従つて、ただいま議題となつております防衛三法案は自衛隊増強のためのものであり、陸上部隊を三十年代末に現在の十三万人より十五万人に増加し、海上部隊を現在の約一万六千人より約二万九千人に、航空部隊を約六千人より約一万人に増加し、自衛官以外の職員を約三千六百六十人増加し、合計約三万一千人を増加せんとするものであります。さらに、装備におきましては、機械化連成団、空挺部隊、あるいは潜水艦や大砲、戦車の試作、ジェツ

ト機の國産化その他が加味されておりました。その兵力においても満州事変以前のわが日本の常備兵力以上であり、さらに火力においては七倍から十倍に上るものと相なるのであります。しかるに、一体これだけの軍備が何のために必要であるのか、いかなる国の侵略に備えようとするのか、遺憾ながら、全然これが明らかにされておらないのであります。すなわち、鳩山首相、杉原防衛庁長官は、再軍備増強に關する自衛隊の定義、解釈に關しまして、はなはだしい概念の混乱を暴露いたしておるものであります。われわれは、現在の自衛隊が明らかに軍隊であり、その存在は憲法違反であるという観念に立つて、まづこうから反対をいたしておるものであります。鳩山首相も、在野当時におきましては、吉田内閣に對し、自衛隊違憲論をもつてきめつけて参つたのであります。ただし、これはもちろん憲法を改正して軍隊を持つべしとする立場からであつたのであります。しかしながら、一たび内閣を組織いたしましたや、きわめて簡単に要諦いたしましたとして、憲法第九条は、自衛に關する限り軍隊を持つてもよろしいと述べ、さらに、その約束を攻撃されない意見を述べて、その無定見ぶりを遺憾なく露呈いたしておるのであります。(拍手) しかも、自衛隊の任務を、防衛のために必要にして相当の兵力であるという一歩ばりで押し通して

力であるという一歩ばりで押し通して参りまして、自衛とはいかなることか、必要な兵力とはどの程度のものか、いかなる必要なる兵力は一体だれがきめるのか、こゝいうような問題に至りましては、客観的情勢がこれをきめると説明し、あるいはまた、現在審議中の国防會議がこれをきめると主張いたしまして、ついにおそれるべき本質を現わして参つておるのであります。自衛力の定義を全然明らかにし得ないのみならず、自衛のためなら近代的戦力を持ち得るものと規定いたしまして、ついに吉田首相の戦力なき軍隊より戦力ある軍隊へと大きく踏み切りまして、さらに、現行憲法下におきましても、場合によつては先刻攻撃すること以上に進むこともできるというところの、実に危険きわまる考え方を包蔵しておることが認められるに至りましては、われわれの断じて承認するあたわさるところであります。これが私の反対の第一の理由であります。

次に、鳩山首相が、いわゆる防衛六カ年計画を言明いたしておりますことは御承知の通りであります。この防衛六カ年計画こそは、われわれの最も重大なる関心を有する問題であります。すなわち、先年、MSA協定の締結、防衛二法律の成立、日米秘密協定の取りきめ、さらに吉田内閣のもとにおいてひそかに取引された日本防衛力の増強計画が露呈に移されましたと

昭和三十年七月二十一日 衆議院會議第四十四号 充春等処罰法案

であります。しかしながら、この防衛六カ年計画の内容はきわめて不明確であります。いかなる規模に基き六カ年計画を予定したのか、また、六カ年間にいかなる増強をなさんとするのか、確然たる計画を持っていないにもかかわらず、とりあえず三十九年度一年分の増強計画を実施せんとしたところのであります。ただ、六カ年というところに於いて、鳩山首相は、駐留軍の陸上部隊の撤退を中心とした考え方から、六年後には陸上部隊が撤退するものと予定いたしました。これに防衛計画を合せ、さらにいわゆる経済六カ年計画に見合うものであると表明をいたしておるのであります。しかしながら、駐留軍がいかなる時期に日本を撤退するかという点については、政府としていまだ公式には何ら交渉したこともなく、何らの根拠もない、ばく然たる気持ちを述べたにすぎないのであります。さらに、経済六カ年計画についてもきわめて不確定のものであり、かつ、実質上百億円内外の防衛分担金を削減してもらったために、将来にわたる日本の財政、経済を拘束するところの重大なる取りきめを行なったことによりまして、経済六カ年計画は根本から崩壊し去ることは火を見るよりも明らかであり、従つて、かくのごとき経済六カ年計画に見合うところの防衛六カ年計画の内容は、必然的に不明確なものにあらざるを得ないのであります。

しかしながら、日本の財政、経済を無視せるところのアメリカの強硬に追随いたしまして、みずからの力による確然たる防衛計画を全然持っていないにもかかわらず、一年分ずつきつ切れにした増強を実施いたしまして、なしくずしに既成事実を積み上げまして、その既成事実をいやおうなしに国民に押しつけていこうとするものであります。しかも、さらに、防衛計画全体が、選挙公約である社会保障制度の問題、あるいは失業対策、あるいは住宅対策等の予算を犠牲にいたしまして、アメリカの軍事政策に従順することにありまして……

○議長(金谷秀次君) 小牧君、申し合せの時間を過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○小牧次生君(純) あり余った余利農産物と過剰兵器をばらした、アメリカ自身を中心とする国防計画に合致せしめんとするものでありまして、かくのごとき計画に基く三法案に對しまして絶対に反対をいたすものであります。

最後に、今や、世界の情勢は、原子力平和利用會議、あるいは去る十八日からジュネーヴにおいて開かれております四巨頭會議にも見られるごとく、明らかに世界の緊張は一応緩和の方向をたどつておる。アイゼンハワー大統領でさえも、侵略戦争はしないと誓つておる。米ソ二大陣営の平和共存

の可能性を説明いたしておる現状であり、世界の趨勢は軍備縮小の方向をえ指向いたしておるのであります。しかるに、ひとりわが日本が、国民大衆の生活を犠牲にいたしまして、憲法をじゅうりんし、膨大な予算を作り、全く自主性のない再軍備に進むところのこの三法案に對しまして、いかなる意味においても絶対に反対する次第であります。

以上をもつて反対討論を終ります。

(拍手)

○議長(金谷秀次君) これにて討論は終局いたしました。

三案を一括して採決いたします。日程第一及び第三の委員長の報告は可決、日程第二の委員長の報告は修正であります。三案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(金谷秀次君) 起立多数。よつて三案とも委員長報告の通り決しました。

第四 充春等処罰法案(神近市子君外十八名提出)

○議長(金谷秀次君) 日程第四、充春等処罰法案を議題といたします。委員長報告を求めます。法務委員長世耕弘一君。

充春等処罰法案
(目的)
第一条 この法律は、充春及び充春をさせる行為等に関する刑罰規定

を定めることによつて、風紀のひん亂を防ぐとともに、婦女の基本的人権を擁護し、もつて健全な社会秩序の維持に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「充春」とは、婦女が対価を受け、又は受ける約束で不特定の相手方と性交することを含む。

(充春等)

第三条 充春をした者又はその相手方となつた者は、一万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

2 常習として充春をした者は、六箇月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

(充春の同族等)

第四条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 充春の同族をした者

二 充春の同族をする目的で、人に充春の相手方となることを勧誘した者

2 充春を行つ場所を供与した者の罰も、また前項と同様とする。

3 常習として第一項又は前項の罪を犯した者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

(充春をさせる行為)

第五条 婦女を取き、若しくは困惑させて、又は親族、業務、雇用を

の他の特殊な関係を利用して充春をさせた者は、五年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が当該充春の対価の全部若しくは一部を受取り、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、一年以上十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

8 第一項の未遂罪は、罰する。

(充春をさせる契約)

第六条 婦女に充春をさせることを内容とする契約の申込又は承諾をした者は、五年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(充春施設の経営又は管理)

第七条 営利の目的で、充春を行つ場所を供与することを主たる目的とする施設を経営した者は、一年以上十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 営利の目的で経営される前項の施設を管理した者は、五年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(資金等の供与)

第八条 情を知つて、営利の目的でされる前条第一項の施設の経営に要する資金、建物その他の財産上の利益を供与した者は、五年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(四四)

第九條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の罪を犯したときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(併科)

第十條 第三條第二項又は第四條から第八條までの罪を犯した者に対しては、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三箇月を経過した日から施行する。

2 婦女に売淫をさせた者等の処罰に關する勅令(昭和二十二年勅令第九号)は、廃止する。ただし、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、同令は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

〔報告書は公職選挙法に附設〕

〔世耕弘一君野郎〕

○世耕弘一君 ただいま議題となりました売淫等処罰法案につきまして、提案の要旨及び委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は衆議院婦人議員十九名の提出者二十八名の賛成者によつて提出されたのであります。売淫は、健全

なる性道徳を破壊し、善良なる風俗を亂し、性病を蔓延させる原因となり、地方において、婦女の純潔を害し、その基本的人権を無視するものでありますから、ぜひとも絶滅を期せねばなりません。それがためには、國民一般の民主主義的自覚、衛生思想の普及に合せて民生安定の諸施策も必要であります。さしあたり先行して、売淫及び売淫させる行為を処罰する立法措置が必要であるというのが、本法案の提案理由であります。

次に、この法律案の内容を申し上げます。

第一に、売淫の定義を掲げて、「婦女が対價を受け、又は受ける約束で不特定の相手方と性交すること」とし、その売淫した者及びその相手方を処罰しております。第二に、売淫の罪を犯した場所を提供するものを罰しております。第三に、勅令第九号の内容を拡大して、売淫させた者を広く処罰しております。また、売淫施設を経営し、あるいはその資金を供与した者を処罰しております。しかして、本法の施行については三カ月の猶予期間を設けてあります。

さて、本法案委員会におきましては、去る六月十五日この法律案が付託されました。審議中、各方面にわたり参考人より意見を聴取し、さらに社会労働委員会との連合審査会を開き、関係政府当局並びに提案者に対し質疑を

行い、委員会を開催すること十二回に及び、毎回長時間にわたり熱心なる審議を重ねて参りました次第であります。その質疑の詳細は公報に譲りたいと思ひますが、おもなものを申し上げます。第一に、売淫に関する取締り法規としては、現在、刑法、婦女に売淫をさせる者等の処罰に關する勅令第九号、性病予防法、道路交通取締法、労働基準法、職業安定法、児童福祉法、風俗営業取締法、その他各地における五十五の売淫に關する条例が施行されておるが、これら現行法による当局の取締り状況いかんとの質問があつたのであります。これに対し、

政府より、現に、昭和二十九年に於いては、売淫関係により検挙された者は三万四千名でありまして、その大部分は再犯者であると述べております。このことは、処罰後における保護更生の諸措置が現段階においてはきつめて不十分であるがために起る大きな原因であると思はれております。すなわち、売淫取締りは、立証が困難である、ややもすれば人権を侵す、じゅうりんのおそれを免れがたく、これが取締りに當る警察当局は困難と常に慎重なる態度をもつて臨まざるを得ない現状である旨の答弁がございました。

第二に、売淫処罰法案は政府が提出すべきであるにかかわらず、何ゆゑ提出しないのかとの質問がございました。これに對しまして、政府より、売淫問題対策協議会を設置して、各方面の権威者を集め、すでに二十数回の会合を開いており、その答申を持つて提案したい旨の答弁がございました。

第三に、めかけやオンリーに對して何ゆゑに本案の適用がないのかとの質問に對し、提案者より、めかけやオンリーは特定者間の性交であるから適用はないが、刑法の重婚の罪を活用してこれを制限していきたいとの答弁がございました。

次に、地方自治体の制定してある各種の売淫条例は本法案の成立によつてどうなるかとの質問があつたのであります。これに對して、提案者より、地方自治法により法律に背反する条例は効力を失うので、本法案の内容と矛盾する事項は失効し、矛盾しない事項はその効力を有するとの答弁がございました。

第四に、単純売淫、すなわち男女一回の売淫そのものを処罰する立法例があるかとの質問に對しまして、政府より、カナダのインディアンを除いては世界各國の刑法典にその先例がない旨の答弁がございました。

第五に、政府は本法案成立の暁これが施行に關しいかなる対策を持つていかんかとの質問に對し、政府より、売淫約五十万と見て、その一割の五万人を対象として、婦人寮、厚生寮、婦人ホーム、婦人相談室等を設ける計画を

持っている、これがために予算約八十億圓を必要とする旨の答弁がございました。

かくて、七月十九日質疑を終了し、討論に入り、民主黨権名隆君、自由黨福井盛太郎よりそれぞれ反対討論があり、日本社会党神近市子君、日本社会党戸叶里子君より賛成討論がございました。

反対論の内容は、本法案が売淫婦女に對する保護更生施策を伴ふことに最大の欠陥があるとし、むしろ政府の売淫問題対策協議会の答申を持つてしかるべく処置すべきであるとの議論であります。

討論を終結し、採決の結果、売淫等処罰法案は少数をもって否決されたのであります。

本法案が否決されるや、直ちに売淫等に關する決議が民主黨を代表して山本龜吉君より提出されました。

決議案を御紹介いたしますと、
「売淫等に関する決議
いわゆる売淫等に関する諸問題は、文政、保健、道義、社会秩序並びに経済貧困家庭の扶助政策など各般に亘り、速かに抜本的総合施策を樹立しこれを實施する必要がある。
玆て政府は、この際内閣に強力なる審議機關を設け、その議を経て行政措置、立法措置、予算措置など総合政策を策定し、国会の審議を要するものについては次の通常国会に提

昭和三年七月三十一日 衆議院公報第四十四号 犯罪者処罰法案

出し、現行の法令並びに行政措置により可能なる範圍については政府の責任において速かに実施動行すべきである。

右決議する。

この法案は、犯罪者に転移してはる個人の更生を助け、これら個人たちの肉体的精神によつて利便を上げている業者をきびしく処罰せんとする意圖を持つてゐる点で、兩院の法案であることは自明の形でございます。(拍手)

これに對して、日本社会党の古原貞雄君、神近市子君及び日本社会党田中健三郎君より、それぞれ、議員立法の放棄ではないか、また、政府に責任を負わせてもやらないときはどうするか等の質問があり、提出者の山本兼吉君より、完備したよりよい法律を政府に提出させるのが目的であつて、政府も本決議案の趣旨並びに提出については了解済みである旨の答弁がありました。

本決議案に対する討論に入り、日本社会党福田島子君、日本社会党細田綱吉君より反對論、自由党永山忠則君より賛成論が述べられました。

次いで、採決の結果、本決議案は多数をもって可決せられました。

結局、神近市子君外十八名提出の犯罪者処罰法案を可決せられた次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(豊田次郎) 討論の通告があります。順次これを許します。神近市子君。

〔神近市子君登壇〕

○神近市子君 私は、日本社会党を代表して、たいい議題になつております犯罪者処罰法案に対し賛成の意を表示するものでござります。

この法案は、犯罪者に転移してはる個人の更生を助け、これら個人たちの肉体的精神によつて利便を上げている業者をきびしく処罰せんとする意圖を持つてゐる点で、兩院の法案であることは自明の形でございます。(拍手)

日本の敗戦後の様相は、多方面に解決を要する問題を生み出してあります。その最大のものの一つがこの犯罪者の問題であるといふことは論を待たないところでありませう。戦前、日本の被管理地、すなわち公領は約五万でありました。それが、今日では、公領とこれに類する被管理地は十二万四千、これらの個人を管理採取によつて生活する業者は三万五千四百三十五名、さらにこの業態にダニのように直接寄生して生活してゐる者は数方に及んでおります。このほか、この特殊地域の周辺その他に同一の業態をする個人の数は四十方に近いと推定されております。この数は、まことに長い日本の歴史の上でも、かつて見られなかつたところでありまして、この問題の解決が一日も急を要する理由といふのもここにござります。

この特殊業態が日本の社会全般に及ぼしてゐる害毒は実に深刻なものであります。第一は、教育の破壊であります。第二は、道徳の頹廢であります。第三は、年少男女の正しい勤勞意欲の喪失であります。第四は、性病の蔓延による民族健康の衰退であります。これら破壊の様相は、どれ一つをとつてみても、明日の民族の繁栄と健康な発展を阻害するものでありまして、今にしてこの弊害を断ち切らなければ、優秀、勤勉な日本民族の将来は失われ、國際間の競争に敗退して、悔いを手帳に残さなければなりません。(拍手)

本法案は、このむごんな現実の背景の上に立案されたものでありまして、良識ある國民の圧倒的な支持を得たゆゑ、私も、ゆゑなしとしないのであります。私どもも、本法案が完全無欠なものであるとは申しません。しかし、日本では、戦前犯罪行為は内務省令十六号によつた警察犯規制令によつて取り締られていました。それが、昭和二十三年五月二日の規制令が廃止されて以来、犯罪行為は無法のまゝに今日に及んでゐるのであります。今日目をおおしめるような犯罪の暴走は、一半がここに原因したと断じて過言ではありませんのであります。(拍手)五十以上の都道府県及び市町村がみずから犯罪条例を作り、その取締りに當つたのは、この國法の欠如をみずから補つてゐる試みであつたものであります。しかし、かかる条例の行使も目的を達するのには遠く、独立した國法の制定は久しく待ち望まれていたのであります。

本法案に加えられる最大の非難は、これら転移した個人たちのための福利更生の施設がないという点であります。

しかし、今日、日本の国家経済は、社会福祉面には大きく制約されておまして、議員立法に予算を伴うときには、ほとんど国会の通過は許されないのであるのが現状でございます。この制約の中であつてこの問題を取り組むためには、逐次的に事を進めるよりほかはないのであります。この法案の意圖は、まず処罰をもつてこの業態の拡大を阻止し、精神的には、この業態は人間の常道ではないことを國民に示すことにより倫理的效果をねらい、さらに、個人を管理採取する人々を國民の非難の前にさらさんといふところにあるのであります。(拍手)

この法案に反對する人々が、この法案の意圖するところを深くは洞察できず、法案が、貧困によつてそこに転移した人々の生活の道を断ち、これを罰することによつて足れりとするのだと勝手に憤慨して、そこから反對論を展開されるのを聞くと、私は不思議な氣持がしないではいられません。(拍手)そして、こんな反對が、利得する者を助け、そのおこぼれにあずからんとする者、そのおこぼれにあずからんとする者の口實に使つておるのではないかと、いふ疑念を持つのであります。

東洋においても、インド、インドネシア、ビルマ、新中國など、すでにこの問題の一端の解決を見ているのであります。政治面または経済面に大革命が起つた國では、反對論者の唱進されるような、せいたく、完全な施設、保護も可能であります。しかし、日本の貧困な経済状態においては策がないのではないのであります。厚生大臣は、すでに、しばしば、その用意があるといふことを言明されたのであります。この法案が示唆する逐次的な実施のやり方は、今日の日本において最も適切なやり方でありまして、今直ちに実施できるものであります。実施すれば、行政的な効果以外に多大な精神的効果が得られるのであります。この中心的なガンである集團的犯罪を取り去ることによつて、ほかの業態に仮託して醜態を行なつておる人々を漸次自棄せしめる効果もあると考えられてゐるのであります。(拍手)

終りに、この法案の刑罰は過酷だと考へておる人もあるやうであります。が、前に申し述べたやうに、諸外國においても業者に対しては假借なき懲罰を加へることが最良の道と認められてゐるのであります。先年米法務省に設置されてゐる犯罪者協議會試案の刑罰がより以上に重いことも、これを認めてゐるからではないでござります。どうか、国会が國民の信頼を失つたとき、どんな事態になるかを想像する能力を持つ議員の方々が、この全國民の要望に反して社会の敵に味方するといふやうな誤まりをなさらないことを私は希望して、私の討論を終ります。(拍手)

問題の本質について、第二に立法技術上の問題について、第三にその対策について、圖表に意見を申し述べます。

深刻な社会問題があるのであります。
これによつて見ますと、問題の根源は、まず第一に経済的困窮にあります。

とに敗戦国共通の現象であります。が、日本の現象はあまりにもひど過ぎます。占領軍の駐留による、いふところ

と、公益、すなわち公共の利益であります。当事者間でひそかに行われる密な行為は、男女ともに人格権の放棄を

に、究極対策上、立法的措置の重要な研究課題であらうと思います。

第二の問題点は、……

昭和三十年七月二十一日 衆議院會議第四十四号 兇手等処罰法案

○議長(金谷秀次君) 三田村君、時間が過ぎました。

○三田村武夫君(議) 兇手そのものを刑事犯とした当然の帰結として、犯罪捜査上の立証問題が起つて参ります。

これは多く申し上げる必要はありませんが、被害者も加害者もない当事者間の兇手行為がいかに立証困難であるかという事は、何人も理解されるのであります。その結果は、人権じゅうりん問題が起り、悪質な常習者は警察権を行使して免れ、比較的悪意のない弱者が多く犠牲になつて参ります。

結論に入ります。私たちは、世論の環境の中に立つて、諸君とともに真剣にこの問題と取り組むたいことを念願いたします。委員長は報告にありま

す通り、われわれは国会の立法権を尊重するものであります。われわれは、国会の立法権を尊重し、その機能を尊重するがゆえに、予算的裏づけのない法律には賛成できないのであります。

法律を作つて、その法律がいかなうな効果をあげるかは、われわれ自身の責任において……。

○議長(金谷秀次君) 三田村君に申し上げます。三田村君……。

○三田村武夫君(議) 以上の趣旨におきまして、私は、原案に反対し、委員長報告の決議に賛成するものであります。(拍手)

○議長(金谷秀次君) 山口シヅエ君。

(山口シヅエ君登壇)

○山口シヅエ君 私は、日本社会党を代表いたします。たゞいま議題になりました兇手等処罰法案に賛成をいたすものであります。(拍手)

兇手等処罰法案が昭和二十二年第二回国会に提案されましたから八年になるのであります。その間今日まで六回の提案がなされましたにもかかわらず、いすれも廃案あるいは審議未了になりまして、今日では流刑法案の異名をいただいているわけでありま

す。この種法案の成立が何ゆゑそんなにむずかしいのか、その理由は種々考えられるのであります。今回の場合、表面の理由は、兇手等経済的に救済するための社会保障制度が確立されないままに法案を通すことはできないという名目のもとに否決されたのであります。

今日、労働省の調査によれば、全国の兇手等の数は五十万人と推定されております。兇手等数は戦前に比べ約六百五十万所もふえ、一年間に少いところで二、三十軒、多いところで百八十軒もの集居地が四百二十カ所、兇手等の数五千名近くがふえていく現状であります。このように、一方においては兇手等が増加していき現状におきまして、経済的に救済するための社会保障制度が確立されるまで処罰法を成立させてはならないという放任政策をとるという事は、生活保護費さえもろく

に出さず、社会保障の逆行をたどつております。政府、与党だけに、全く実現性のないたわごとしか考へられないのであります。ためにする法案成立引き延ばしのための詭弁にすぎないと思ふのであります。(拍手)

さらに、民自両党の申しわけの決議文の中には、審議機関を政府部内に設けて審議検討すると言つておりますが、すでに、自由党吉田内閣時代には兇手等対策協議会が設けられ、近く政府への答申も行われるという段階にまで来ているのであります。しかるに、その協議会を作つた自由党が、民主党に同調して、新しく審議機関を設ける決議をされたという事は、矛盾をはなだしいと言わねばなりません。(拍手)

これら保守党議員も、法案提出当時は、多数賛成署名をされてゐるのであります。それが、突如としてその態度を約変し、法案否決の拳に出たという事は、新聞報道にも見られる通り、衆議院の反対運動に引きずり込まれたと言われてもいたし方ないと思ふなければなりません。(拍手)

しかも、衆議院をして、自分たちのやっている商売が国のなし得ない貧困婦女子及びその家族を救い、社会秩序を保つ役目を果してゐるなど暴言を吐はかしてゐることは、国会の権威どこにあるかと申し上げたいのであります。(拍手)

さらに申し上げたいことは、この法案を不成立に終らせることによって、

兇手等者の陳述が正しいということとを国全体が認まつて承認するに至ることを私は望んでゐるのであります。(拍手)

兇手等への転落は、その七割までが経済的要因によるものであります。資本主義のもとに貧困と無知から、婦人は泥沼に落ちていきます。しかし、貧困の救済方法が兇手等なければならぬという道理、あるいは兇手等であつていいという道理はありません。さらに、兇手等は人間の社会からなくすこともできない必要な悪であるという思想は十九世紀末的な考えでありまして、公娼制度を認めていた古い日本において通用した思想であると私は考へるのであります。(拍手)

進歩的な国家の制度が絶望主義をとつておる今日、文化国家を唱へる日本として、何でこれがちやうよされねばならぬのか、まことに了解に苦しむ次第でございます。(拍手)

憲法で人権の擁護が保障され、しかも、九割までが現在の生活を清算したいと思ふ、その更生を希望してあります兇手等に対して、さらにその転落を強制し、搾取と兇手等の暗黒の中で呻吟している婦女子を、同僚の私たちといったしましては恥づけることはできないのであります。これらの人々を救い出すこと、すなわち、赤貧、貧窮、特許街に散るメスを加へ、その温床地帯を絶滅するために努力しようとする法案が、何ゆゑ否決されなければならない

のか。これら衆議院議員を保護するために、婦人の人権をじゅうりんし、人間を兇手することが許容されてよいのか。断じて許さるべきではないと私は考へます。(拍手)

兇手等処罰法案成立のみによつて兇手等が直ちに絶滅されるということは、だれしも考へておりません。日本にとつて、兇手等禁止法は、アメリカの取締禁止にも比すべき一種の社会革命でありますから、立法後にも長い困難の道が横たわつてゐるということも、私どもはよく承知をいたしております。しかしながら、われわれは、兇手等は人道に許すべからざるものであるということとを高く宣言したいのであります。(拍手)

一方におきまして、社会保障制度の一環としての兇手等の更生施設等ももちろん必要であります。教育、貧困からの救済もまた必須条件であります。しかし、これらの基礎となるものは、兇手行為、人身売買が犯罪であるという事を宣明することでありま

す。東京大田の少女兇手事件、鹿沼島の松元事件、これらの社会問題が世論の批判を受けたのであります。当時の、すなわち五月以降の兇手等地域、兇手等の増加率は頭打ちになつてゐる現状でございます。いかに犯罪としての倫理的自覚が大きな抑制の力を持つてゐるかが、これでわかるのであります。(拍手)

私たち同人議員、革新政党的叫びは、法務委員会におきましてはついに取り上げられなかつたのであります。が、このたびはと世論がわれわれに同調し盛り上つたときは、かつてなかつたのであります。この事實は、良識ある国民の大多数の支持を得たことを意味するもので、まことに喜ばしい次第でございます。(拍手)これに力を得まして、私たちの戦いは、いかなる困難をも排除し、最後まで続けられることを宜目いたしました。ただいまの委員長報告に対する反対の討論を終る次第でございます。(拍手)

○議長(金谷秀次君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。この採決は記名投票をもつて行います。本案の委員長の報告は否決であります。本案を委員長報告の通り否決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを命じます。閉鎖。

氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長(金谷秀次君) 投票箱はあります。投票箱は開けなれなれと認めません。投票箱閉鎖。開閉。開鎖。

投票を計算いたさせます。

〔参事投票を計算〕

○議長(金谷秀次君) 投票の結果を事務局長より報告いたさせます。

〔事務局長朗読〕
投票総数 三百三十三
可とする者(白票) 百九十一
〔拍手〕
否とする者(青票) 百四十二
〔拍手〕

○議長(金谷秀次君) 右の結果、本案は委員長報告の通り否決いたしました。(拍手)

本案を委員長報告の通り否決するを可とする議員の氏名

阿左美廣治君 赤城 宗徳君
赤澤 正道君 秋田 大助君
有田 喜一君 有馬 英治君
安藤 覺君 五十嵐吉蔵君
池田正之輔君 石坂 繁君
石田 博英君 稲葉 修君
今井 耕君 宇田 耕一君
植原悦二郎君 植村 武一君
白井 莊一君 遠藤 三郎君
小笠 公昭君 小川 半次君
大石 武一君 大久保留次郎君
大倉 三郎君 大高 康君
大橋 忠一君 大村 清一君
岡崎 英城君 荻野 豊平君
加藤 高蔵君 加藤常太郎君
上林山榮吉君 龜山 孝一君
唐澤 俊樹君 川崎末五郎君
川崎 秀二君 川島正次郎君
省 太郎君 菅野和太郎君
太崎 茂男君 木村 文男君
菊池 義郎君 岸 信介君

北村徳太郎君 吉川 久衛君
清瀬 一郎君 草野 一郎平君
楠美 省吾君 小泉 純也君
小枝 一雄君 小島 徹三君
河野 金昇君 高村 坂彦君
榎田 彌三君 齋藤 達三君
榎山 義雄君 榎本 一雄君
榎山茂太郎君 志賀健太郎君
椎名悦三郎君 椎名 隆君
重政 誠之君 島村 一郎君
首藤 新八君 正力松太郎君
須藤彌吉郎君 鈴木周次郎君
世耕 弘一君 岡田 直君
田中 久雄君 高岡 大輔君
高木 松吉君 高瀬 傳君
竹内 俊吉君 竹山祐太郎君
千葉 三郎君 渡海元三郎君
徳田與吉郎君 中嶋 太郎君
中曾根康弘君 中村 梅吉君
中村三之丞君 中村剛一郎君
中山 榮一君 永田 亮一君
長井 源君 夏堀源三郎君
橋本 渡君 南條 徳男君
丹羽 兵助君 根本龍太郎君
野田 武夫君 長谷川四郎君
花村 四郎君 濱地 文平君
酒野 清吉君 林 唯義君
林 博君 平塚常太郎君
廣瀬 正雄君 藤本 捨助君
淵上房太郎君 古井 喜實君
保科善四郎君 坊 秀男君
木名 武君 紅崎 勝次君
眞鍋 傑十君 前田房之助君

牧野 良三君 松浦周太郎君
松浦 東介君 松岡 松平君
松澤 雄蔵君 松田竹千代君
松田 鐵蔵君 松永 東君
松村 謙三君 松本 龍蔵君
三浦 一雄君 三木 武夫君
三田村武夫君 森下 國雄君
山口 好一君 山手 満男君
山本 象吉君 山本 正一君
横井 太郎君 米田 吉盛君
早稲田祥吉郎君 亘 四郎君
相川 勝六君 逢澤 宮君
青木 正君 伊藤 輝一君
池田 勇人君 石井光次郎君
植木庚子郎君 内田 常雄君
内海 安吉君 江崎 眞澄君
小笠原三九郎君 小笠原八十次君
小澤重喜君 越智 茂君
小坪保雄君 大野 市郎君
大野 伴雄君 大橋 武夫君
太田 正孝君 加藤錦五郎君
鹿野 彦吉君 神田 博君
川野 芳満君 川村善八郎君
熊谷 憲一君 倉石 忠雄君
小平 久雄君 小西 寅松君
小林 郁君 小林 鶴君
佐藤 榮作君 坂田 道太君
鈴木 直人君 薄田 美朝君
瀬戸山三男君 關谷 勝利君
田口長治郎君 田中伊三三君
田中 角盛君 田中 正巳君
高橋 等君 塚田十一郎君
徳安 實蔵君 永山 忠則君

藤尾 弘吉君 二階堂 進君
野澤 清人君 馬場 元治君
島山 鶴吉君 八田 貞義君
林 讓治君 福井 順一君
福井 盛太君 福田 徳泰君
古川 文吉君 水田三喜男君
村土 男君 山崎 巖君
山本 友一君 横川 重次君
堤 康次郎君

否とする議員の氏名

阿部 五郎君 青野 武一君
赤路 友蔵君 西ヶ久保重光君
足鹿 覺君 飛鳥田一雄君
有馬 輝武君 淡谷 悠蔵君
井岡 大治君 井谷 正吉君
井手 以蔵君 伊藤 好道君
猪俣 浩三君 石田 有全君
石橋 政嗣君 石村 英雄君
岡本 隆一君 加賀田 進君
加藤 清二君 風見 章君
片島 龍君 勝岡田清一君
上林與市郎君 神近 市子君
川村 鐵蔵君 河野 正君
大原津與志君 北山 愛郎君
久保田鶴松君 栗原 俊夫君
五島 虎雄君 佐々木三三君
佐藤 義次郎君 櫻井 聖夫君
志村 茂治君 島上善五郎君
下川儀太郎君 下平 正一君
鈴木茂三郎君 田中 武夫君
田中 益男君 多賀谷貞松君
高津 正道君 滝井 義高君
橋本次郎君 辻原 弘市君

昭和三十年七月二十一日 衆議院會議録第四十四号 兎塚等処罰法案

昭和三十年七月二十一日 衆議院會議第四十四号 北海道防塞住宅建設等促進法の一部を改正する法律案

中村 英男君 水井勝次郎君
成田 知巳君 西村 力弥君
野原 賢君 芳賀 賢君
長谷川 保君 原 茂君
原 隆君 福田 昌子君
古屋 貞雄君 帆足 計君
細根 七郎君 細道 繁光君
正木 清君 松原喜之次君
三鍋 義三君 武藤運十郎君
森 三樹二君 森島 守人君
森本 靖君 八百板 正君
八木 一男君 八木 昇君
安平 鹿一君 柳田 秀一君
山口丈太郎君 山崎 始男君
山田 長司君 山花 秀雄君
山本 幸一君 横山 重吉君
橋路 節雄君 横山 利秋君
和田 博雄君 渡邊 徳藏君
井上 良二君 井堀 繁雄君
伊瀬幸太郎君 伊藤卯四郎君
池田 誠治君 稻富 稔人君
今澄 勇君 受田 新吉君
大西 正道君 大矢 省三君
春日 一幸君 片山 哲君
神田 大作君 川島 金次君
川俣 清哲君 河上丈太郎君
菊地泰之輔君 小牧 次生君
河野 密君 佐々木良作君
佐竹 新市君 杉山元治郎君
鈴木 義男君 田中幾三郎君
田中 利勝君 田原 春次君
田方 廣文君 竹谷源太郎君
戸叶 里子君 堂森 芳夫君

中井徳次郎君 中崎 敏君
中島 巖君 中村 高君
中村 時雄君 西尾 末廣君
西村 榮一君 西村 彰一君
日野 吉夫君 平岡忠次郎君
平田 ヒデ君 前田榮之助君
松尾トシ子君 松岡 駒吉君
松前 重義君 三宅 正一君
三輪 壽壯君 水谷長三郎君
門司 亮君 矢尾喜三郎君
山口シヅエ君 山下 榮二君
吉川 俊光君 吉田 賢一君
石野 久男君 久保田 豊君
小林 信一君 小山 亮君
志賀 義雄君 中原 健次君

第五 北海道防塞住宅建設等促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)
第五 北海道防塞住宅建設等促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(森谷秀次君) 日程第五、北海道防塞住宅建設等促進法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。建設委員会理事瀬戸山三男君。

北海道防塞住宅建設等促進法の一部を改正する法律案
北海道防塞住宅建設等促進法の一部を改正する法律案
一部を改正する法律案
北海道防塞住宅建設等促進法(昭和二十八年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。
第八條第一項中「並びに」を「及び」

に改め、同項に次のただし書を加える。
ただし、公庫法第二十條第一項に規定する木造の住宅又は防火構造の住宅(以下本条において「木造の住宅」という。)を要しない。

第八條第二項の表中

多層家屋等内の防火構造の住宅及びこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	住宅の建設費又は土地若しくは借地権の価額の八割五分に相当する金額	年五分五厘五十年以内	内五十年以内
--	----------------------------------	------------	--------

第八條第四項中「住宅」を「防塞住宅」に改める。

防塞住宅であつて、且つ、木造の住宅又は防火構造の住宅であるもの	住宅の建設費又は土地若しくは借地権の価額の八割五分に相当する金額	年五分五厘五十年以内	内五十年以内
---------------------------------	----------------------------------	------------	--------

この法律は、公布の日から施行する。

〔報告書は会議録に掲載〕
〔瀬戸山三男君登壇〕
○瀬戸山三男君 ただいま議題となりました北海道防塞住宅建設等促進法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。
まず、法案の提案理由とその内容について申し上げますと、住宅金融公庫

たは防火構造の住宅について増築を行う場合も、その増築にかかる部分が簡易耐火構造または耐火構造の住宅でなければ公庫は資金の貸付をすることができないことになっておりますので、これでは建築技術等の面から現実に対応しないという面があります。

〔議長退席、副議長登壇〕
ひいては、北海道における増築融資の利用度を低下させ、過密居住の解消を目的とする増築融資施策の目的を達成し得なくなるおそれがあるのであります。そこで、北海道においても、既存の木造または防火構造の住宅の増築を行う場合は、防塞住宅である限り、簡易耐火もしくは耐火構造の住宅でなくてもよいように改正せんとするものであります。

本法は去る七月十八日本委員会に付託されたのでありますが、質疑の内容は速記録に譲ります。

かくて、討論を省略して直ちに採決いたしましたところ、本法案は全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○副議長(杉山元治郎君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よって本案は委員長報告の通り可決いたしました。

第六 日本海外移住振興株式会社

法案(内閣提出)

○副議長(杉山元治郎) 日程第六

日本海外移住振興株式会社法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。外務委員長植原悦二郎君。

日本海外移住振興株式会社法案

日本海外移住振興株式会社法

(会社の目的)

第一条 日本海外移住振興株式会社

(以下「会社」といふ)は、日本国民の海外移住を促進するため、

渡航費の貸付並びに移住者及びその団体の行う農業、漁業、工業その他の事業に必要な資金の貸付を

行うほか、必要に応じ、移住者を

受け入れる事業に対する資金の貸付及び投資並びにその事業の経営

を行うことを目的とする株式会社とする。

(株式)

第二条 会社の株式は、額面株式とする。

(政府の出資)

第三条 政府は、予算の範囲内において、会社に対して出資すること

ができる。

(商号の使用制限)

第四条 会社以外の者は、その商号

中に日本海外移住振興株式会社と

いう文字又はこれに類する文字を

使用してはならない。

(取締役及び監査役の人数)

第五条 会社の取締役は、四人以内、監査役は、二人以内とする。

(取締役及び監査役の選任等の決議)

第六条 会社の取締役、代表取締役及び監査役の選任、選定及び解任の決議は、外務大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

(取締役の兼職制限)

第七条 会社の取締役は、他の報酬のある職務及び営業に従事してはならない。ただし、外務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(業務の範囲)

第八条 会社は、その目的を達成するため、次の業務を行うものとする。

一 外国へ移住する者に対し、渡航費を貸し付けること。

二 移住者及びその団体の外国において農業、漁業、工業その他の事業を行うものに対し、その事業に必要な資金を貸し付けること。ただし、日本輸出入銀行の業務の範囲に属するものを除く。

三 海外移住を促進するため必要があるときは、外国において農業、漁業、工業その他の事業を行う者で、本邦から移住する者をその事業に受け入れるものに対し、その事業に必要な資金を貸し付け、及び投資すること。ただし、日本輸出入銀行の業務の範囲に属するものを除く。

四 海外移住を促進するため必要があるときは、外国において本邦から移住する者を受け入れて農業、漁業、工業その他の事業を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、会社の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

2 会社は、前項第一号の渡航費の貸付の事務を外務大臣の指定する団体に委託することができる。

(渡航費の貸付に必要な資金の貸付)

第九条 政府は、予算の範囲内において、会社に対し、前条第一項第一号の渡航費の貸付に必要な資金を貸し付けることができる。

2 前項の資金の貸付の利率その他の条件は、政令で定める。

(業務の方法)

第十条 会社は、業務開始の際業務の方法を定め、外務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(営業年度)

第十一条 会社の営業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

(事業計画等)

第十二条 会社は、毎営業年度の開始前に、当該営業年度の事業計画、資金計画及び収支予算を外務大臣に提出して、その認可を受けなければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

(借入金)

第十三条 会社は、弁済期限が一年をこえる資金を借り入れようとするときは、外務大臣の認可を受けなければならない。

(社債)

第十四条 会社は、社債を募集しようとするときは、外務大臣の認可を受けなければならない。

2 会社は、商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百九十七条の規定による制限をこえて社債を募集することができる。ただし、資本及び準備金の総額又は最終の貸借対照表により会社に現存する純財産額のいずれか少い額の五倍をこえてはならない。

3 出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)第二条の規定は、会社が社債を発行する場合については、適用しない。

(一般担保)

第十五条 会社の社債権者は、会社の財産について他の債権者に先だ

つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

(手形の買取)

第十六条 政府は、国会の議決を経た金額の範囲内において、外国銀行と、会社が外貨資金の借入のため当該外国銀行を受取人として振り出す手形を、その満期の日以前までに買い取る旨の契約をすることが出来る。

(利息債務の保証)

第十七条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、会社の外貨資金の借入に係る利息債務について、保証契約をすることが出来る。

(政府所有株式の後配)

第十八条 会社は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第一条の規定にかかわらず、毎営業年度において配当することが出来る利益金額が政府以外の者の所有する株式に対し年百分の六の割合に達するまでは、政府の所有する株式に対し利益を配当すること

を要しない。

- 2 会社は、政府以外の者の所有する株式に対し年百分の六の割合をこえて利益の配当をする場合は、その割合をこえて配当することが出来る利益金額を、政府以外の者の所有する株式に対しては、政府の所有する株式に対しては四の割合で配当しなければならない。ただし、政府の所有する株式に対する利益の配当が年百分の八の割合をこえることとなる場合は、この限りでない。
- (重要財産の譲渡等)
- 第十九条 会社は、その所有する不動産その他の重要な財産で外務省令で定めるものを譲渡し、交換し、若しくは担保に供し、又は有償で取得しようとするときは、外務大臣の認可を受けなければならない。
- (財産目録等の提出)
- 第二十条 会社は、定時総会の終了後、遅滞なく、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を外務大臣に提出しなければならない。
- (監督)
- 第二十一条 会社は、外務大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。
- 2 外務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることができ、(定款の変更等)
- 第二十二条 会社の定款の変更、利益金の処分、合併及び解散の決議は、外務大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。
- (協議)
- 第二十三条 外務大臣は、第十条、第十二条、第十三条、第十四条第一項、第十九条及び前条の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。
- (報告の徴取及び検査)
- 第二十四条 外務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社から報告を徴し、又はその職員に、会社の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を持参し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 3 第一項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- (罰則)
- 第二十五条 会社の取締役、監査役その他の職員が、その職務に関し、わいろを受受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。これは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。
- 2 前項の場合において、収受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。
- 3 第一項の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第四条の例に従う。
- 第二十六条 前条第一項に規定するわいろを供与し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
- 2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。
- 第二十七条 第二十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五万円以下の罰金に処する。
- 第二十八条 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした会社の取締役は、三十万円以下の過料に処する。
- 一 第十二条の規定に違反して、事業計画、資金計画又は収支予算を提出しなかつたとき。
- 二 第十三条の規定に違反して、資金を借り入れたとき。
- 三 第十四条第一項又は第二項の規定に違反して、社債を募集したとき。
- 四 第十九条の規定に違反して、重要な財産を譲渡し、交換し、若しくは担保に供し、又は取得したとき。
- 五 第二十条の規定に違反して、財産目録、貸借対照表又は損益計算書を提出しなかつたとき。
- 六 第二十一条第二項の規定に差く命令に違反したとき。
- 第二十九条 第四条の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。
- 附則
- (施行期日)
- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- (会社の設立)
- 2 外務大臣は、設立委員を命じ、会社の設立に関して発起人の職務を行わせる。
- 3 設立委員は、定款を作成したときは、外務大臣の認可を受けなければならない。
- 4 外務大臣は、前項の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。
- 5 政府は、会社の設立に際し、二億円に相当する株式を額面額で引き受けるものとする。
- 6 設立委員は、会社の設立に際し、発行する株式の総数のうち、政府が引き受けない株式につき、株主を募集しなければならない。
- 7 株式申込証には、定款の認可の年月日を記載しなければならない。
- 8 商法第六十七条及び第八十一条の規定は、会社の設立については、適用しない。
- (商号についての経過規定)
- 9 第四条の規定は、この法律の施行の際現にその商号中に日本海外移住振興株式会社という文字又はこれに類する文字を使用している者については、この法律の施行の日から起算して六月間は、適用しない。
- (営業年度等の特例)
- 10 会社の最初の営業年度は、第十条の規定にかかわらず、会社の成立の日始まり、昭和三十一年三月三十一日に終る。
- 11 会社の最初の営業年度の事業計画、資金計画及び収支予算については、第十二条中「毎営業年度の開始前」とあるのは、「最初の営業年度の開始後遅滞なく」と読み替へるものとする。

(昭和三十年度における手形買取契約等の限度額)

12 政府が、第十六条の規定により手形を買い取る旨の契約をすることが出来る限度額及び第十七条の規定に基き保証契約をすることが出来る限度額は、昭和三十年度においては、それぞれ、十億八千万円及び一億二千九百六十万円を契約の締結の際における基準外国為替相場(外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第七条第一項の基準外国為替相場をいう)により換算してアメリカ合衆国通貨をもつて表示した額とする。

13 (租税特別措置法の一部改正)
租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。
第十条の三の次に次の一条を加える。
第十条の四、日本海外移住振興株式会社は左の各号に掲げる事項について登記を受ける場合における登録税は、これを免除する。ただし、資本の金額又は増加資本の金額のうち政府の出資に係る部分に限る。
一 会社の設立
二 会社の資本の増加

〔報告書は会議録に掲載〕
〔租税特別措置法の一部改正〕
政府側の説明によりますれば、戦後、中南米諸国に対する移住者の送出は昭和二十七年末から開始されましたが、政府が送出いたしましたいわゆる計画移住の数は逐年増加いたしました。二十九年年度には三千七百四十一名に達し、本年度は約五千五百名を送り出す予定であります。このように海外移住事業が進展いたして参りました直接の原因は、ブラジルを初めとし、アルゼンチン、パラグアイ、ボリビア等の対日感情が好転し、わが移住者を歓迎するに至つたためであります。政府が進んで渡航費の貸付を行つたことも大いにあつて力あるものと考へます。しかしながら、わが移住者受け入れに対する国際情勢の好転に即応して、大量移住送出を可能ならしむるためには、農業移民に加ふるに、資本と技術を持つ企業移民の育成強化にも

常に留意し、移住者の行う事業及び移住者を受け入れる事業の助成拡大にまで乗り出すことが必要となつたものであります。政府はかねてより米国の民間三銀行との間に移民借款の交渉を進めていたものでありますが、話し合ひは有利に展開し、三銀行が千五百万ドルの借款を争う意向を表明いたして参りました。よつて、とりあえず予算の許す範囲内でなし得る財政出資をもととし、これに民間資本を加へ、海外移住振興業務を行う機関を設立、これにたゞいま述べました移民借款を受け入れ、もつて移住者及びその団体の行う事業に資金を貸し付けるほか、必要あるときは移住者を受け入れる現地事業に賛助し、さらに場合によつては移住者を受け入れる現地事業を経営できるようにして、移住者受け入れの現地の基盤を積極的に拡大増進せんとするものであります。かような見地から、移住振興業務を行うため、特別法に基き株式会社を組織しようとするので、この法案が作成された次第であります。

この法案は特殊な会社組織と重大な国家的意義を有する移民事業とを規制せんとするものでありますから、この際簡単にその内容を説明しておきたいと思ひます。

まず第一に、この法案に規定されました会社の業務の範囲は、前に述べました移住者のためにする資金の貸付

に留意し、移住者の行う事業及び移住者を受け入れる事業の助成拡大にまで乗り出すことが必要となつたものであります。政府はかねてより米国の民間三銀行との間に移民借款の交渉を進めていたものでありますが、話し合ひは有利に展開し、三銀行が千五百万ドルの借款を争う意向を表明いたして参りました。よつて、とりあえず予算の許す範囲内でなし得る財政出資をもととし、これに民間資本を加へ、海外移住振興業務を行う機関を設立、これにたゞいま述べました移民借款を受け入れ、もつて移住者及びその団体の行う事業に資金を貸し付けるほか、必要あるときは移住者を受け入れる現地事業に賛助し、さらに場合によつては移住者を受け入れる現地事業を経営できるようにして、移住者受け入れの現地の基盤を積極的に拡大増進せんとするものであります。かような見地から、移住振興業務を行うため、特別法に基き株式会社を組織しようとするので、この法案が作成された次第であります。

この法案は特殊な会社組織と重大な国家的意義を有する移民事業とを規制せんとするものでありますから、この際簡単にその内容を説明しておきたいと思ひます。

まず第一に、この法案に規定されました会社の業務の範囲は、前に述べました移住者のためにする資金の貸付

に留意し、移住者の行う事業及び移住者を受け入れる事業の助成拡大にまで乗り出すことが必要となつたものであります。政府はかねてより米国の民間三銀行との間に移民借款の交渉を進めていたものでありますが、話し合ひは有利に展開し、三銀行が千五百万ドルの借款を争う意向を表明いたして参りました。よつて、とりあえず予算の許す範囲内でなし得る財政出資をもととし、これに民間資本を加へ、海外移住振興業務を行う機関を設立、これにたゞいま述べました移民借款を受け入れ、もつて移住者及びその団体の行う事業に資金を貸し付けるほか、必要あるときは移住者を受け入れる現地事業に賛助し、さらに場合によつては移住者を受け入れる現地事業を経営できるようにして、移住者受け入れの現地の基盤を積極的に拡大増進せんとするものであります。かような見地から、移住振興業務を行うため、特別法に基き株式会社を組織しようとするので、この法案が作成された次第であります。

この法案は特殊な会社組織と重大な国家的意義を有する移民事業とを規制せんとするものでありますから、この際簡単にその内容を説明しておきたいと思ひます。

まず第一に、この法案に規定されました会社の業務の範囲は、前に述べました移住者のためにする資金の貸付

に留意し、移住者の行う事業及び移住者を受け入れる事業の助成拡大にまで乗り出すことが必要となつたものであります。政府はかねてより米国の民間三銀行との間に移民借款の交渉を進めていたものでありますが、話し合ひは有利に展開し、三銀行が千五百万ドルの借款を争う意向を表明いたして参りました。よつて、とりあえず予算の許す範囲内でなし得る財政出資をもととし、これに民間資本を加へ、海外移住振興業務を行う機関を設立、これにたゞいま述べました移民借款を受け入れ、もつて移住者及びその団体の行う事業に資金を貸し付けるほか、必要あるときは移住者を受け入れる現地事業に賛助し、さらに場合によつては移住者を受け入れる現地事業を経営できるようにして、移住者受け入れの現地の基盤を積極的に拡大増進せんとするものであります。かような見地から、移住振興業務を行うため、特別法に基き株式会社を組織しようとするので、この法案が作成された次第であります。

投融資、事業経営のほかは渡航費の貸付をいたすことになつておりますが、これは外務大臣の指定する団体に委託できることになつております。

第二に、資本関係につきましては、政府の出資額は予算の範囲内となつており、三十年度においては政府は一億円出資することを規定しておるのであります。

第三に、役員に關しては、取締役四名以内、監査役二名以内とする規定になつております。

第四に、社債発行額の限度は、資本及び準備金総額または純財産額、いずれか少い額の五倍以内と規定いたしております。

第五に、政府は、会社の外債償還を確保するために、会社振出しの外貨手形をその満期前一日までに政府が相手方外国銀行から買い取る旨の契約をなすことができ、また会社の利息債務を政府が保証する規定となつております。

第六に、監督関係の規定において外務大臣が会社を監督することになつておりますが、社債募集、定款の作成変更、毎營業年度の事業計画、一年以上の資金借入れ、重要財産の処分等については、外務大臣は外務大臣と協議して認可することになつております。

最後に、本会社は、一般的に本法律案に規定する場合のほか、もとより株式会社として商法その他の民事法の適用を受けるわけであり、また、会社の業務の公共性にかんがみ、会社に対する政府の監督は業務にまで及び、また役員その他の職員の不正行為に対しては重く罰する規定となつております。

以上本会社の内容の概略であります。

次に、政府と外務委員との間に活発な質疑応答が行われました。また、参事、日本海外協会連合会副会長上塚考人、鳥取県海外協会事務局長久保司君、鳥取県海外協会事務局長久保司君を招致し、意見を聴取いたしましたのであります。その詳細については委員会議事録によつて御了承を願ひます。

ここにもなる質疑応答をあげますれば、次の通りであります。

まず、委員から、この会社の総資本額及び経理について質疑があり、これに對して、政府側は、この会社に対する政府出資は本年度において一億円であります。民間資本を大体五千万円を想定し、総資本額一億五千万円をもつて会社は設立せられるはずであります。この金額は国内における諸経費に充てることになるはずで、三銀行から借り受ける外貨一千五百万ドルは外国において移民に關連する事業並びに移民自体に貸付使用される構想であるとの答弁でありました。

委員から、渡航費の貸付は大体政府の事業であり、かつこれが回収もなかなか困難である、この会社は採算を基

に留意し、移住者の行う事業及び移住者を受け入れる事業の助成拡大にまで乗り出すことが必要となつたものであります。政府はかねてより米国の民間三銀行との間に移民借款の交渉を進めていたものでありますが、話し合ひは有利に展開し、三銀行が千五百万ドルの借款を争う意向を表明いたして参りました。よつて、とりあえず予算の許す範囲内でなし得る財政出資をもととし、これに民間資本を加へ、海外移住振興業務を行う機関を設立、これにたゞいま述べました移民借款を受け入れ、もつて移住者及びその団体の行う事業に資金を貸し付けるほか、必要あるときは移住者を受け入れる現地事業に賛助し、さらに場合によつては移住者を受け入れる現地事業を経営できるようにして、移住者受け入れの現地の基盤を積極的に拡大増進せんとするものであります。かような見地から、移住振興業務を行うため、特別法に基き株式会社を組織しようとするので、この法案が作成された次第であります。

この法案は特殊な会社組織と重大な国家的意義を有する移民事業とを規制せんとするものでありますから、この際簡単にその内容を説明しておきたいと思ひます。

を認とする株式会社であるので、これを会社の業務の一つとするのは不適当であるので、他の機関にまかすべきではない。かとの質問があり、これに対し、政府側は、現在渡航費の貸付は海外協会連合会がこれを行なっているのでありますが、国家資金の回収を必要とする面から考慮して、この会社の業務とすることが妥当であるとの意見がありまして、かように定められた次第であります。しかしながら、渡航費貸付の業務だけは会社は海外協会連合会に委託することができるよう規定されたわけであるとの答弁でありました。

また、委員から、移民の渡航費支出は戦前においては政府の補助で行われたが、これを貸し付けることは当該移民に過重な負担ではないかとの質問があり、これに対し、政府側は、当今中南米への渡航費は一家族当たり五十万円を要し、予算の関係上政府の全額負担とすることは困難であるので、据置期間付長期貸付の形式をとっており、かつ、これが回収に当たっても、移民個々の事情を十分考慮し、貸付期間をさらに延長することができるよう措置するつもりであるとの答弁でありました。

また、委員から、本法案に関連して外務、大蔵、農林、通商、労働の各省間に意見の相違があつて、移民政策の一化に支障を来たしたやうなうわさがあるが、その真相いかんとの質問が

あり、これに對し、政府は、各省の所
管事務からそれぞれの主張があつて、
十分協議を尽したが、結局海外移住に
關する事務調整についての固議決定そ
の他、各省次官間の了解事項等の作成に
よつて調整せられ、そのうち重要な
のはこの法案中に織り込まれたに至つ
たのであるとの答弁であられました。
實業終了に就いて、大橋委員から、
各派共同提案として、日本海外移住振
興株式會社法案に關する附帶決議の動
議が提出されました。

すなわち

本會社設立の上は、政府は左の事
項につき充分留意せられたい。

(一) 政府は會社の指導に當り、會社
の活動が移民受入國の利益及び需
要に合致し誤解を招かないよう万
全の配慮を加うることを。

(二) 外務省は円滑なる運営のため、
つねに關係各省と連絡を密にし、
ことに事業計畫及び資金計畫に關
する認可を与えるときは農林、通
産、労働その他の關係各省に事前
に諒解を求めること。

(三) 本會社の配當は、如何なる場合
に於ても一割を超えないこと。

以上の通りでありました。

最後に、討論に入り、日本民主黨大
橋忠一君、自由黨北澤直吉君、日本社
會黨左派藤積七郎君及び日本社會黨右
派戸叶里子君から、それぞれの黨を代
表し、本案及び附帶決議案に對し賛成
の意見を表明されました。

採決の結果、本法案は附帯決議を付して全会一致をもって原案の通り可決すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）
○副議長（杉山元治郎君）採決いたします。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○副議長（杉山元治郎君） 御異議なしと認めます。よって本案は委員長報告の通り可決いたしました。

第七 自動車損害賠償保障法案

(内閣提出)
○副議長(杉山元治郎君) 日程第七、自動車損害賠償保障法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。運輸委員長長原健三郎君。

自動車損害賠償保障法案
自動車損害賠償保障法
目次

第一章 總則(第一條・第二條)
第二章 自動車損害賠償責任(第三條・第四條)

第三章 自動車損害賠償責任保險
第一節 自動車損害賠償責任保險

險契約の締結強制（第五條—第十條）

第二節 自動車損害賠償責任保險契約（第十一条—第

第二十三條
第三節 自動車損害賠償責任保

險事業（第二十四條）
第三十條

第四節 自動車損害賠償責任保
險審議會（第三十一條
—第三十九條）

第五節 政府の自動車損害賠償責任再保険事業（第四十条—第五十四条）

第四章 自動車損害賠償自家保障

第五章
政府の自動車損害賠償保
障事業（第七十一条―第
八十二条）

第七章
罰則（第八十七條—第九十六條）

附則
第一章 總則
（この法律の目的）
第一条 この法律は、自動車の運行

によつて人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障する制度を確立することにより、

被害者の保護を図り、あわせて自動車運送の健全な発達に資することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律で「自動車」とは、

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に

規定する自動車をいう。

物を運送するとしないとにかかわらず、自動車を当該装置の用い方

に従い用いることをいう。

車の所有者その他自動車を使用する権利を有する者で、自己のために自動車を運行の用に供するもの

4. この法律で「運転者」とは、他人のために自動車の運転又は運転の補助に従事する者をいう。

第二章 自動車損害賠償責任
(自動車損害賠償責任)
第三条 自己のために自動車を運行の用に供する者は、その運行によつて他人の生命又は身体を害した

ときは、これによつて生じた損害を賠償する責任を要する。ただし、

自己及び運転者が自動車の運行に
関し注意を怠らなかつたこと、被
害者又は運転者以外の第三者に故
意又は過失があつたこと並びに自
動車に構造上の欠陥又は機能の障

害がなかつたことを証明したときは、この限りでない。

(民法の適用)

第四條 自己のために自動車を運行の用に供する者の損害賠償の責任については、前条の規定によるは

か、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による。

第三章 自動車損害賠償責任 保險

第一節 自動車損害賠償責任保険契約の締結

強制
(責任保険の契約の締結強制)

第五条 自動車は、これについてこの法律で定める自動車損害賠償責任

任保険(以下「責任保険」といふ)の契約が締結されているものでなければ、運行の用に供してはならない。

(保険者)

第六条 責任保険の保険者(以下「保険会社」といふ)は、保険業法(昭和十四年法律第四十一号)又は外国保険事業者に関する法律(昭和二十四年法律第八十四号)に基き責任保険の事業を営むことができる者とする。

(自動車損害賠償責任保険証明書)
第七条 保険会社は、保険料の支払があつたときは、保険契約者に対して、当該自動車につき自動車損害賠償責任保険証明書を交付しなければならない。

2 保険契約者は、当該自動車損害賠償責任保険証明書の記載事項について変更があつたときは、自動車損害賠償責任保険証明書にその変更についての記入を受けなければならない。

3 保険会社は、前項の規定による記入の申出があつたときは、遅滞なく、その記入を行わなければならない。ただし、第二十三条第三項又は第四項の規定による請求をした場合において、その金額の支払がなかつたときは、この限りでない。

4 保険契約者は、自動車損害賠償責任保険証明書が滅失し、損傷し、又はその識別が困難となつた

ときは、保険会社に対して、その再交付を求めることができる。

5 自動車損害賠償責任保険証明書の記載事項その他自動車損害賠償責任保険証明書に関する細目は、運輸省令で定める。

(自動車損害賠償責任保険証明書)
第八条 自動車は、自動車損害賠償責任保険証明書(前条第二項の規定により変更についての記入を受けなければならないもの)にあつては、その記入を受けた自動車損害賠償責任保険証明書、次条において同じ。)を備え付けなければならない。

(自動車損害賠償責任保険証明書の提示)
第九条 道路運送車両法第四十条、第十二条から第十四条まで、第十七条、第三十四条、第五十八條、第六十二条から第六十四条まで、第六十七條、第六十八條、第七十條、第七十一條又は第九十七條の三に規定する処分を受けようとする者は、当該行政庁に対して、自動車損害賠償責任保険証明書を提示しなければならない。

2 当該行政庁は、自動車損害賠償責任保険証明書の提示がないときは、前項の処分をしないものとする。

(適用除外)
第十条 第五条及び第七條から前条までの規定は、国、日本専売公

社、日本国有鉄道、日本電信電話公社、都道府県その他政令で定める者が運行の用に供する自動車及び道路(道路法(昭和二十七年法律第八十号)による道路、道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)による自動車道及びその他の一般交通の用に供する場所をいう。以下同じ。)以外の場合のみに

おいて運行の用に供する自動車については、適用しない。

第二節 自動車損害賠償責任保険契約

(責任保険の契約)
第十一条 責任保険の契約は、第三条の規定による保有者の損害賠償の責任が発生した場合において、これによる保有者の損害及び運転者の責任を負うべきとき、これによる運搬者の損害を保険会社が補することとを約し、保険契約者が保険会社に保険料を支払うことを約することによつて、その効力を生ずる。

第十二条 責任保険の契約は、自動車一両ごとに締結しなければならない。

(保険金額)
第十三条 責任保険の保険金額は、政令で定める。

(免責)
第十四条 保険会社は、保険契約者又は被保険者の悪意によつて生じた損害についてのみ、てん補の責を免れる。

(保険金の請求)

第十五条 被保険者は、被害者に対する損害賠償額について自己が支払をした限度においてのみ、保険会社に対して保険金の支払を請求することができる。

(保険会社に対する損害賠償額の請求)
第十六条 第三条の規定による保有者の損害賠償の責任が発生したときは、被害者は、政令で定めるところにより、保険会社に対し、保険金額の限度において、損害賠償額の支払をなすべきことを請求することができる。

2 被保険者が被害者に損害賠償をした場合において、保険会社が被保険者に対してその損害をてん補したときは、保険会社は、そのてん補した金額の限度において、被害者に対する前項の支払の義務を免れる。

3 第一項の規定により保険会社が被害者に対して損害賠償額の支払をしたときは、保険契約者又は被保険者の悪意によつて損害が生じた場合を除き、保険会社が、責任保険の契約に基づき被保険者に対して損害をてん補したものとみなす。

4 保険会社は、保険契約者又は被保険者の悪意によつて損害が生じた場合において、第一項の規定により被害者に対して損害賠償額の支払をしたときは、その支払つた金額について、政府に対して補償を請求することができる。

(差押の禁止)
第十八条 第十六条第一項及び前条第一項の規定による請求権は、差し押さえることができない。

(時効)
第十九条 第十六条第一項及び第十七条第一項の規定による請求権は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

(告知すべき重要な事実等)
第二十条 商法(明治三十二年法律第四十八号)第六百四十四条に規

を求めることができる。

(被害者に対する仮渡金)
第十七条 保有者が、責任保険の契約に係る自動車の運行によつて他人の生命又は身体を害したときは、被害者は、政令で定めるところにより、保険会社に対し、政令で定める金額を前条第一項の規定による損害賠償額の支払のための仮渡金として支払うべきことを請求することができる。

2 保険会社は、前項の請求があつたときは、遅滞なく、請求に係る金額を支払わなければならない。

3 保険会社は、第一項の仮渡金の金額が支払うべき損害賠償額をこえた場合には、そのこえた金額の返還を請求することができる。

4 保険会社は、保有者の損害賠償の責任が発生しなかつた場合において、第一項の仮渡金を支払つたときは、その支払つた金額について、政府に対して補償を求めることができる。

(差押の禁止)
第十八条 第十六条第一項及び前条第一項の規定による請求権は、差し押さえることができない。

(時効)
第十九条 第十六条第一項及び第十七条第一項の規定による請求権は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

(告知すべき重要な事実等)
第二十条 商法(明治三十二年法律第四十八号)第六百四十四条に規

昭和三十年七月二十一日 衆議院會議第四十四号 自動車損害賠償保障法案

定する重要な事実又は事項は、責任保険の契約にあつては、次のとおりとする。

一 道路運送車両法の規定による自動車登録番号又は車両番号（これらが存在しない場合にあつては、車両番号）

二 政令で定める自動車の種別（告知義務違反による契約解除の効力）

第二十一条 前法第六百四十四条の規定により、保険会社が責任保険の契約を解除したときは、その解除は、保険契約者が解除の通知を受けた日から起算し七日の後に、将来に向つてその効力を生ずる。

2 前項の解除の効力が生ずる日前に危険が発生した場合に、前法第六百四十五条第二項の規定にかかわらず、保険会社は、損害をてん補する責任を任ずる。この場合において、保険会社が損害をてん補したときは、保険契約者に対し、そのてん補した金額の支払を請求することができる。

（危険の増加又は減少による契約の変更）

第二十二條 保険期間中に危険が増加し、又は減少したときは、責任保険の契約は、新たな危険に対応する責任保険の契約に変更されたものとみなす。

2 保険契約者又は被保険者は、保険期間中に危険が増加したことを知つたときは、遅滞なく、これを保険会社に通知しなければならぬ。

3 保険期間中に危険が増加した後、に危険が発生し、保険会社が損害

をてん補した場合において、保険契約者又は被保険者が前項の通知を怠つていたときは、保険会社は、保険契約者に対し、そのてん補した金額の支払を請求することができる。

4 保険会社は、第一項の場合において、危険が増加したときは、保険契約者に対し、政令で定めるところにより増加する額の保険料の支払を請求することができる。

5 保険契約者は、第一項の場合において、危険が減少したときは、保険会社に対し、政令で定めるところにより減少する額の保険料の返還を請求することができる。

（罰法の適用）

第二十三條 責任保険の契約について、この法律に別段の定めがある場合は、この法律第三編第十章第一節第一款の規定による。

第三節 自動車損害賠償責任保険事業

（責任保険の契約の締結義務）

第二十四條 保険会社は、政令で定める正当な理由がある場合を除き、責任保険の契約の締結を拒絶してはならない。

（保険料率）

第二十五條 大蔵大臣は、責任保険に關し、次の各号に掲げる処分について、申請があつた場合において、当該申請に係る保険料率が能率的な経営の下における適正な原価を償ふものでなく、又は保険料率の算定につき営利の目的の介入があるときは、これらの処分をしてはならない。

一 保険業法第一条第一項の規定による免許又は同法第十条第一項の規定による認可

二 損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第九十三号）第十条第一項の規定による認可

三 外国保険事業者に関する法律（昭和二十三年法律第九十三号）第一条第一項の規定による認可

第三條 同法第五条の規定による認可又は同法第十九条において準用する保険業法第十条第一項の規定による認可

第二十六條 責任保険については、損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第九十三号）第二項及び第十条の八から第十條の十二までの規定は、適用しない。

第二十七條 大蔵大臣は、責任保険の保険料が能率的な経営の下における適正な原価をこえたと認めるときは、保険会社又は損害保険料率算出団体に関する法律第二條第二項の規定による損害保険料率算出団体に對して、責任保険の保険料率の変更を命ずることができ

（同意）

第二十八條 大蔵大臣は、責任保険の保険料率及び保険料率に關し、次の各号に掲げる処分をしようとするときは、あらかじめ、運輸大臣の同意を得るものとする。

一 第二十五條各号に掲げる処分

二 前条の規定による変更命令

三 保険業法第十三條第三項（外国保険事業者に関する法律第十九

条において準用する場合を含む。）又は損害保険料率算出団体に関する法律第十條の六の規定による命令

2 大蔵大臣は、保険会社がこの法律若しくはこの法律に基く命令若しくはこれらに基く処分又は責任保険の保険料率若しくは保険料率に關する法律若しくは外国保険事業者に関する法律若しくはこれらに基く命令若しくはこれらに基く処分違反した場合において、保険業法第十二條第一項又は外国保険事業者に関する法律第二十二條第一項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、運輸大臣の同意を得るものとする。

（共同行為に関する通知）

第二十九條 大蔵大臣は、保険業法第十二條ノ三の規定による責任保険の事業に関する共同行為に關して、保険業法第十二條ノ六第一項（外国保険事業者に関する法律第十九條）の規定による届出があつたときは、その旨を運輸大臣に通知するものとする。

（代理店契約）

第三十條 保険会社は、自動車運送又は通運事業の振興を図ることを目的として組織する団体その他の者であつて、責任保険の事業の円滑な遂行上適當と認められるものと責任保険に關する代理店契約を締結するものとする。

第四節 自動車損害賠償責任保険審議会

（設置）

第三十一條 大蔵省に、自動車損害賠償責任保険審議会（以下「審議会」といふ）を置く。

（権限）

第三十二條 審議会は、大蔵大臣の諮問に應じて、責任保険に關する重要事項を調査審議し、及びこれらに關し必要と認める事項を關係大臣に建議する。

（諮問）

第三十三條 大蔵大臣は、第二十八條第二項各号に規定する処分をしようとするときは、審議会にはからなければならぬ。

（組織）

第三十四條 審議会は、委員十二人をもつて組織する。

第三十五條 委員のうち四人は、関係行政機関の職員のうちから、大蔵大臣が任命する。

2 前項の委員以外の委員は、次に掲げる者につき、大蔵大臣が運輸大臣の同意を得て、任命する。

一 学識経験のある者 三人

二 自動車運送に關し深い知識及び経験を有する者 二人

三 保険事業に關し深い知識及び経験を有する者 二人

3 前項の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、非常勤とする。

（会長）

第三十六條 審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

昭和三十年七月二十一日 衆議院會議第四十四号 自動車損害賠償保障法案

2 会長は、会務を総理する。
(議決方法)
第三十七条 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。
2 審議会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。
(審議会の職務)
第三十八条 審議会の職務は、大蔵省銀行局において処理する。
(省令への委任)
第三十九条 この法律に規定するもののほか、審議会に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。
第五節 政府の自動車損害賠償責任再保険事業
(再保険)
第四十条 政府は、保険会社が責任保険の事業によつて負う保険責任を再保険するものとする。
(再保険関係の成立)
第四十一条 政府と保険会社との間の再保険関係は、保険会社と保険契約者との間の責任保険関係の成立により、その成立の時に於いて成立する。
(再保険金額)
第四十二条 再保険金額は、責任保険の保険金額の百分の六十とする。
(再保険料率)
第四十三条 再保険料率は、責任保険の保険料率に政令で定める割合を乗じたものとする。
(政府の支払うべき再保険金の金額)

第四十四条 政府が支払うべき再保険金の金額は、保険会社が支払うべき保険金の金額の百分の六十とする。
(再保険料の払い戻し)
第四十五条 政府は、保険会社が、保険約款で定めるところにより保険料の払い戻しをしたときは、政令で定めるところにより、保険会社に対して再保険料の一部を払い戻すことができる。
(保険代位等の場合の納付)
第四十六条 保険会社は、責任保険に關して代位により取得した権利を行使したときは、その行使によつて得た金額の百分の六十を政府に納付しなければならない。
2 保険会社は、第二十一条第二項後段又は第二十二条第三項の規定による支払を受けたときは、支払を受けた金額の百分の六十を政府に納付しなければならない。
(通知)
第四十七条 保険会社は、保険契約者との間に責任保険関係が成立したときは、運輸省令で定めるところにより、遅滞なく、当該責任保険関係に關する事項を運輸大臣に通知しなければならない。通知した事項に変更を生じたときも、同様とする。
2 保険会社は、責任保険に關し損害をてん補すべき原因が発生したと認めるときは、運輸省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を運輸大臣に通知しなければならない。

(免責)
第四十八条 次の場合には、政府は、再保険金の全部又は一部につき、支払の責を免れる。
一 保険会社が、法令又は保険約款に違反して損害をてん補したとき。
二 保険会社が、損補額を不当に認定して損害をてん補したとき。
三 保険会社が、故意若しくは重大な過失により前条の規定による通知を怠り、又は虚偽の通知をしたとき。
(時効)
第四十九条 再保険金の支払の義務及び再保険料の払い戻しの義務は二年、再保険料の支払の義務は一年を経過したときは、時効によつて消滅する。
(再保険事業に關する経費の繰入)
第五十条 政府は、この節に規定する再保険事業(以下「自動車損害賠償責任再保険事業」という。)の業務の執行に要する経費に相当する金額を、毎会計年度、予算で定めるところにより、一般会計から自動車損害賠償責任再保険特別会計に繰り入れるものとする。
(審査の請求)
第五十一条 保険会社は、自動車損害賠償責任再保険事業に關する政府の処分につき不服があるときは、運輸大臣に対し、審査の請求をすることができ、
2 前項の規定による審査の請求があつたときは、運輸大臣は、自動

車損害賠償責任再保険審査会の審査を経て裁決する。
3 第一項の審査の請求は、時効の中断に關しては、裁判上の請求とみなす。
(自動車損害賠償責任再保険審査会)
第五十二条 運輸省に、自動車損害賠償責任再保険審査会を置く。
2 自動車損害賠償責任再保険審査会は、前条第二項の規定によりその権限に關する事項を処理する。
第五十三条 自動車損害賠償責任再保険審査会は、委員五人をもつて組織する。
2 委員は、学識経験のある者のうちから、運輸大臣が任命する。
3 委員は、非常勤とする。
4 前三項に規定するもののほか、自動車損害賠償責任再保険審査会の委員及び運営に關し必要な事項は、運輸省令で定める。
(政令への委任)
第五十四条 この法律に規定するもののほか、再保険に關し必要な事項は、政令で定める。
第四章 自動車損害賠償自家保障
(自動車損害賠償自家保障の許可)
第五十五条 運輸大臣の行方自動車損害賠償自家保障の許可を受けた者(以下「自家保障者」という。)は、第五十六条の規定にかかわらず、許可に係る自動車を行の用に供することができる。
(許可基準)
第五十六条 運輸大臣は、前条の許可をしようとするときは、次の基準によつて、これをしなければならない。

一 許可を受けようとする者が政令で定める回数以上の両数の自動車に所有する者であること。
二 許可を受けようとする者が第三十三条の規定による損害賠償を適確に行うに足る経理的基礎及び組織を有する者であること。
三 許可を受けようとする者の使用する自動車について、自動車事故をひん免するおそれがないこと。
四 許可を受けようとする者が第六十六条第一項の規定による許可の取消を受け、その取消の日から一年を経過していない者でないこと。
(自動車損害賠償支払準備金の積立)
第五十七条 自家保障者は、毎事業年度、運輸省令で定める金額を、自動車損害賠償支払準備金として積み立てなければならない。
(損害賠償に充てるための資産の管理)
第五十八条 自家保障者は、運輸省令で定める方法により、その使用する自動車に係る第三十三条の規定による損害賠償に充てるための資産の管理をしなければならない。
(自動車損害賠償支払準備金の使用)
第五十九条 自動車損害賠償支払準備金は、自家保障者が、その使用する自動車に係る第三十三条の規定による損害賠償に充てる場合を除き、これを使用してはならない。

昭和三十年七月二十一日 衆議院會議第四十四号 自動車損害賠償保障法案

(先取特権)

第六十条 自家保険者に対し第三項の規定による損害賠償の請求権を有する者は、自家保険者の総財産の上に先取特権を有する。

2 前項の先取特権の順位は、民法第三百六十一条第一号に掲げる先取特権に次ぎ、商法第二百九十五条第一項(有限会社法)昭和十三年法律第七十四号)第四十六條第二項において準用する場合を含む)の先取特権に先立つ。

(仮渡金)

第六十一条 自家保険者が、第五十五條の許可に係る自動車の運行によつて他人の生命又は身体を害したときは、被害者は、政令で定めるところにより、自家保険者に対し、政令で定める金額を損害賠償額の支払のための仮渡金として支払うべきことを請求することができ、

2 第十七條第二項の規定は、自家保険者について、同条第三項及び第四項の規定は、自家保険者が前項の規定により仮渡金を支払つた場合に準用する。

(差押の禁止)

第六十二条 前条第一項の規定による請求権は、差し押えることができない。

(自動車損害賠償自家保険証明書)

第六十三条 運輸大臣は、自家保険者に対し、その使用する自動車一同ごとに、自動車損害賠償自家保険証明書を交付しなければならぬ。

2 自家保険者は、当該自動車損害賠償自家保険証明書について変更があつたときは、自動車損害賠償自家保険証明書のその変更についての記入を受けなければならない。

8 自家保険者は、自動車損害賠償自家保険証明書が滅失し、損傷し、又はその識別が困難となつたときは、運輸大臣に対して、その再交付を請求することができる。

4 自動車損害賠償自家保険証明書の記載事項その他自動車損害賠償自家保険証明書に関する細目は、運輸省令で定める。

第六十四条 自動車損害賠償自家保険証明書は、自家保険者から第七十八條第一項の自動車損害賠償保障事業費課金の納付を受けた後でなければ交付しないものとする。

第六十五条 自家保険者が運行の用に供する自動車に係る第八條及び第九條の規定の適用については、自動車損害賠償自家保険証明書を自動車損害賠償責任保険証明書とみなす。

(許可の取消)

第六十六条 運輸大臣は、自家保険者が、第五十六條第一号から第三号までに掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき、この法律若しくはこの法律に基く命令に違反したとき、又は引き続き自家保険者であることが被害者の保護に欠けるおそれがあると認めるときは、第五十五条の許可を取り消すことができる。

2 前項の規定により許可を取り消された者は、当該許可に係る自動

車損害賠償自家保険証明書を七日内に運輸大臣に返納しなければならない。

(許可の失効)

第六十七条 自家保険者が、当該自動車について責任保険の契約を締結したときは、第五十五条の許可は、その効力を失う。

2 自家保険者は、前項の規定により第五十五条の許可がその効力を失つたときは、七日内に、当該自動車損害賠償自家保険証明書を添えて、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

第六十八条 自家保険者が、死亡し、又は解散したときは、第五十五条の許可は、その効力を失う。

2 前条第二項の規定は、次の各号に掲げる者について準用する。

一 自家保険者が死亡したときは、その相続人

二 自家保険者たる法人が合併及び破産以外の事由により解散したときは、その清算人

三 自家保険者たる法人が合併により解散したときは、その役員であつた者

四 自家保険者たる法人が破産により解散したときは、その破産管財人

入り、機密書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

8 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(省令への委任)

第七十条 この法律に規定するもののほか、第五十五条の許可の申請手續及び自家保険者の遵守すべき事項については、運輸省令で定める。

第五章 政府の自動車損害賠償保障事業

(自動車損害賠償保障事業)

第七十一条 政府は、この法律の規定により、自動車損害賠償保障事業を行う。

て損害賠償の責に任ずる場合も、被害者の請求により、政令で定める金額の限度において、その受けた損害をてん補する。

2 政府は、第十六條第四項又は第十七條第四項(第六十一条第二項において準用する場合を含む)の規定による請求により、これらの規定による補償を行う。

3 前二項の請求の手續は、運輸省令で定める。

(他の法令による給付との調整等)

第七十三条 被害者が、健康保険法(大正十一年法律第七十号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)その他政令で定める法令に基いて前条第一項の規定による損害のてん補に相当する給付を受けるべき場合には、政府は、その給付に相当する金額の限度において、同項の規定による損害のてん補をしない。

2 前条第一項後段の場合において、被害者が第三條の規定による損害賠償の責に任ずる者から損害の賠償を受けたときは、政府は、その金額の限度において、前条第一項後段の規定による損害のてん補をしない。

(差押の禁止)

第七十四条 第七十二条第一項の規定による請求権は、差し押えることができない。

(時効)

第七十五条 第十六條第四項、第十七條第四項(第六十一条第二項において準用する場合を含む)又は第七十二条第一項の規定による請

求償は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

(代位等)

第七十六條 政府は、第七十二條第一項の規定による損害のてん補をしたときは、その支払金額の限度において、被害者が損害賠償の責任を有する者に対して有する権利を取得する。

2 政府は、保険契約者又は被保険者の同意によつて損害が生じた場合において、保険会社が第十六条第一項の規定により被害者に対して損害賠償額の支払をしたときは、その支払金額の限度において、被害者が保険契約者又は被保険者に対して有する権利を取得する。

3 政府は、保有者の損害賠償の責任が発生しなかつた場合において、保険会社又は自家保険者が第十七条第一項又は第六十一條第一項の規定により被害者に対して仮渡金の支払をしたときは、被害者に対してその返還を請求することが出来る。

(業務の委託)

第七十七條 政府は、政令で定めるところにより、第七十二條第一項の規定による業務の一部を保険会社に委託することが出来る。

2 保険会社は、保険業法第五十條外國保険事業若しくは法律第十九條において準用する場合を含むの規定にかかわらず、前項の規定により委託された業務を行ふことが出来る。

3 運輸大臣は、第一項の規定による委託をしたときは、委託を受け

た保険会社の名称その他運輸省令で定める事項を告示しなければならぬ。

(自動車損害賠償保障事業賦課金)

第七十八條 保険会社及び自家保険者は、運輸省令で定めるところにより、政令で定める金額を、自動車損害賠償保障事業賦課金として政府に納付しなければならない。

2 前項の規定は、日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社及び都道府県の自動車損害賠償保障事業賦課金の納付について準用する。

(過怠金)

第七十九條 政府は、第七十二條第一項後段の規定による損害のてん補をしたときは、損害賠償の責任を有する者に対して、政令で定める金額を過怠金として徴収することが出来る。

(徴収金の滞納処分)

第八十條 第七十八條第一項の自動車損害賠償保障事業賦課金又は前条の過怠金を納付しない者があるときは、運輸大臣は、期限を定めて督促をする。

2 運輸大臣は、前項の規定による督促をするときは、納付義務者に対して督促状を発する。この場合において、督促状により定めるべき期限は、これを発する日から起算して十日以上経過した日でなければならぬ。

3 第一項の規定による督促は、民法第五百三十三條の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

4 運輸大臣は、第一項の規定による督促を受けた者が、同項の期限までに自動車損害賠償保障事業賦課金又は過怠金を納付しないときは、国税滞納処分の例によつて、これを処分する。

(先取特権の順位)

第八十一條 第七十八條第一項の自動車損害賠償保障事業賦課金及び第七十九條の過怠金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぎ、他の公課に先立つ。

(自動車損害賠償保障事業に関する費用の納入)

第八十二條 政府は、国及び第十條の政令で定める者が運行の用に供する自動車について、第七十八條第二項の自動車損害賠償保障事業賦課金に相当する金額を、毎会計年度、予算で定めるところにより、国の他の会計から自動車損害賠償責任再保険特別会計に繰り入れるものとする。

2 政府は、この法律に規定する自動車損害賠償保障事業の業務の執行に要する経費の一部を、毎会計年度、予算で定めるところにより、一般会計から自動車損害賠償責任再保険特別会計に繰り入れるものとする。

第六章 雑則

(業務の管掌)

第八十三條 第三章第五節及び前章に規定する政府の業務は、運輸大臣が管掌する。

(権限の委任)

第八十四條 第四章、前章及び次条の規定により運輸大臣の権限に属

する事項は、政令で定めるところにより、陸運局長に行わせることができる。

(証明書の提示)

第八十五條 運輸大臣は、第一條の目的を達成するため必要があると認めるときは、その職員に、道路その他自動車の所在する場所において、自動車を運転する者に対して、自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害賠償自家保障証明書の提示を求めさせることが出来る。

2 第六十九條第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

(運輸大臣の任務)

第八十六條 運輸大臣は、この法律に規定する職務の行使にあつては、被害者の保護に欠けることがないよう努めなければならない。

第七章 罰則

第八十七條 第五條の規定に違反した者は、三箇月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第八十八條 第八條の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

第八十九條 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第六十六條第二項又は第六十七條第六項(第六十八條第二項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

二 第六十九條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第六十九條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し虚偽の陳述をした者

四 第八十五條第一項の規定による提示を拒み、又は妨げた者

第九十條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第八十七條から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金を科する。

第九十一條 保険会社が第二十四條の規定に違反したときは、保険会社の取締役(外国保険事業若しくは法律に規定する外国保険事業若しくは、その日本における代表者。次項において同じ)は、三十万円以下の過料に処する。

2 保険会社又は損害保険料率算出団体が第二十七條の命令に違反したときは、保険会社の取締役又は損害保険料率算出団体の理事は、三十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める日とする。

(他の法律の改正)

2 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十七條第一項の表中公認会計士審査会の項の次に次の一項を加える。

自動車損害賠償保障法

昭和三十年七月二十一日 衆議院會議第四十四号

自動車損害賠償保障法

第二は、自動車側の賠償能力を確保しようとする点であります。すなわち、その一は、強制保険制度で、原則としてすべての自動車に賠償責任保険契約の締結を義務づけるものであります。この場合、保険者は民間保険会社といたしますが、本法案の目的を達成するために、引受義務、非営利の料率の算定について保険業法等の特例を設けるとともに、免責事故の範囲等につけて而法の特例を設けることとしたところであります。さらに、本保険の特殊性に鑑み、政府が保険会社の保険責任の百分の六十を再保険する措置を講じております。なお、多数国数の所有者に対しては、例外的に自家保障の道を開いております。その二は、自動車損害賠償保障事業でありまして、ひき逃げ事故のように加害者が不明の場合等において、政府が被害者に損害をてん補する措置を講じようとするものであります。

本法案は、五月二十五日本委員会に付託され、同二十八日政府より提案理由の説明を聴取いたしました後、委員会を開くこと七回、その間、六月十七日には、利害関係者、労働団体関係者等八名を参考人として招致し、その意見を徴する等、慎重に審議をいたしました。したが、その詳細については会議録によつて御承知を願います。

かくて、本月二十日質疑を打ち切りましたところ、日本民主党、自由党、

日本社会党國派及び小会派を代表し、井岡大治君より、本法案による強制保険の適用除外に五大市を加えること、並びに施行期日を公布の日から六カ月を八カ月に改めることについて修正動議がなされ、次いで討論に入り、日本民主党を代表して岡崎英城君より、自由党を代表して山本友一君より、日本社会党を代表して青野武一君より、日本社会党を代表して大西正道君より、それぞれ修正案及び修正部分を除く原案に對し賛成の意見を述べられました。以上をもつて討論を終局し、まず修正案について採決の結果、起立総員をもつてこれを可決、次いで修正部分をもつてこれを可決、次いで修正部分を除く原案について採決の結果、これまた起立総員をもつて可決せられました。

次に、日本民主党臼井莊一君より、政府は本法の適切かつ円滑なる運営を期するため保険料率の低廉化をはかる等の措置を講ずべきである等、八項目にわたる附帯決議案が提出せられ、これについて採決の結果、異議なく可決せられました。

よつて、本法案は附帯決議を付して修正可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(杉山光治郎君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は修正であります。

るに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり。

○副議長（杉山元治郎重） 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り決しました。

第八 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○副議長（杉山元治郎重） 日程第八、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。社会労働委員会理事松岡松平君。

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律

戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「昭和十六年十二月八日以後、戦地における勤務」を「昭和十二年七月七日以後、戦地又は戦地における勤務」に、同条第二項中「戦地」を「戦地又は戦地」に改める。

第四条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「又は疾病にかつたとき」を「又は疾病にかつた場合」において、厚生大臣が公務上負傷

し、又は疾病にかかつたものと認めるときは、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 旧罰給法の特例に関する件第一條に規定する軍人又は準軍人が昭和十六年十二月八日以後戦地における在職期間内に負傷し、又は疾病にかかつた場合において、公務以外の事由により負傷し、又は疾病にかかつたことが明らかでないときは、第二十三條第一項第一号及び第三十四條第一項の規定の適用については、捜査審査会の議決により、公務上負傷し、又は疾病にかかつたものとみなす。ただし、戦地における在職期間内若しくは戦地における在職期間に引き続く昭和二十年九月二日以後の海外における在職期間内又はこれらの期間の経過後一年（厚生大臣の指定する疾病については、三年とする。）以内にその負傷又は疾病により死亡した場合に限る。

5 第二項に規定する戦地の区域及びその区域が戦地であつた期間は、政令で定める。

第二十三條第一項に次の一号を加え、同条第二項中「前項第一号」を「前項第一号又は第三号」に改め、

三 在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、当該負傷又は疾病以外の事由により昭和二十七年四月一日前に死亡した軍

の日に於いて当該負傷又は疾病により恩給法別表第一号英ノ二に定める程度の不具廢疾の状態にあつたもの（軍大な過失によつて公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより不具廢疾となつた者及び当該不具廢疾となつた日において日本の國籍を有しなかつたか、又はその後日本の國籍を失つた者を除く）の遺族

第二十六条第二項中「二百七十六百円（昭和二十八年十二月三十一日までは二百五十二百円）を二百八千二百六十五円」に改める。

第二十七条第一項中「第二十三条第一項第二号」を「第二十三条第二項第二号及び第三号」に、同条第二項中「死亡した者が死亡の当時受けるべき障害年金」を「死亡した者の死亡の当時における不具廢疾の程度に应ずる障害年金」に改める。

第三十二條第三項を次のように改める。

8 前項の場合において、同項に規定する先順位者としての遺族年金の額は、第二十六條第一項又は第二十七條の規定にかかわらず、次の各号に定める額とする。

一 その遺族年金が第二十三條第一項第一号に掲げる遺族たるに
より支給するものである場合には、第二十六條第一項の規定に
より算出した額から五千円を減
除した額

昭和三十年七月二十二日 衆議院會議第四十四号 戦傷病者遺族等援護法の一部を改正する法律案

二 その遺族年金が第二十三条第一項第二号又は第三号に掲げる遺族たるにより支給するものである場合(第二十七条第二項の規定が適用される場合を除く)には、第二十七条第一項の規定により算出した額から三千円を控除した額

三 その遺族年金が第二十三条第一項第二号又は第三号に掲げる遺族たるにより支給するものである場合において、第二十七条第二項の規定が適用されるときは、同項の規定により算出した額から、その額と同条第一項の規定により算出した額に対する割合を三千円に乘じて得た額を控除した額

第三十四条第二項中「軍医について、昭和十六年十二月八日以後における在職期間」を削り、同条第二項中「昭和十二年七月七日以後における事変又は戦争に関する勤務(政令で定める勤務を除く)に關連する負傷又は疾病及び昭和二十年九月二日以後引き続き海外にあつて復員するまでの間における負傷又は疾病」で厚生大臣が戦争に関する勤務に關連する負傷又は疾病と同視することを相当と認めるもの」を次に掲げる負傷又は疾病で、公務上の負傷又は疾病(弔慰金の支給につき公務上の負傷又は疾病とみなされるものを含む。でないもの)に改め、同項に次の二号を加える。

一 昭和十二年七月七日以後における事変又は戦争に関する勤務(政令で定める勤務を除く)に關連する負傷又は疾病

二 昭和二十年九月二日以後引き続き海外にあつて復員するまでの間における負傷又は疾病で厚生大臣が戦争に関する勤務に關連する負傷又は疾病と同視することを相当と認めるもの

第三十四条第六項中「第一項、第三項及び前項の場合に準用する。」を「弔慰金の支給について準用する。」と改め、第三項、第四項又は第六項の規定の適用による場合は、この限りでない。に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項から第五項までを二項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項の規定の適用については、前項に規定する者以外の軍人軍医の昭和十二年七月七日以後の第三十三条第二項に規定する事変地又は戦地における事変又は戦争に關する勤務に關連する負傷又は疾病及び昭和二十年九月二日以後引き続き海外にあつて復員又は帰還するまでの間における負傷又は疾病で厚生大臣が戦争に関する勤務に關連する負傷又は疾病と同視することを相当と認めるものは、在職期間内における公務上の負傷又は疾病とみなす。ただし、その者が第三十三条第二項に規定する事変地又は戦地における事変又は戦争に關する勤務を解かれた日(昭和二十

年九月二日以後引き続き海外にあつた者については、復員又は帰還の日)から一年(厚生大臣の指定する疾病については、三年とする)以内、当該負傷又は疾病により死亡した場合に限る。

4 前項の規定の適用については、旧恩給法の特例に關する件第一条に規定する内閣総理大臣の定める者は、軍医とみなす。ただし、その者の遺族がその者の死亡に關し、恩給法第七十五条第一項第二号に掲げる額の扶助料を受ける権利を取得した場合は、この限りでない。

第三十五条第一項中「及び兄弟姉妹」を、兄弟姉妹及びこれらの者以外の三親等内の親族(死亡した者の死亡の當時その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていた者に限る。)に改める。

第三十六条第一項に次の二号を加える。

十一 前各号に掲げる者以外の遺族で死亡した者の葬祭を行ったもの

十二 前各号に掲げる者以外の遺族

第三十七条第一項中「第三項から第五項までの規定により」を「第五項から第七項までの規定の適用により」に改める。

第三十八条の二中「第三項又は第四項」を「第四項から第六項まで」に改める。

附則

1 この法律は、昭和三十年十月一日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、弔慰金に關しては、昭和二十七年四月一日から、第四条の改正規定は、弔慰金に關しては、昭和二十七年四月一日から、遺族年金に關しては、昭和二十八年四月一日から、第三十四条から第三十六条までの改正規定は、昭和二十七年四月一日から、附則第十項及び附則第十一項の規定は、昭和二十八年四月一日から適用する。

2 改正後の第二十三条の規定を適用する場合には、同条第一項第三号中「昭和二十七年四月一日」とあるのは、第二号第一項第二号に掲げる者であつて公務上の負傷又は疾病が昭和十六年十二月八日前に生じたものの遺族については、昭和三十年十月一日」と、同条同項第三号に掲げる者の遺族については、昭和二十八年四月一日」とする。

3 この法律による第三号又は第二十三条の規定の改正により障害年金、障害一時金又は遺族年金を受ける権利を有するに至つた者に關し、改正後の戦傷病者遺族等援護法等援護法を適用する場合において、第七号第一項及び第二項、第二十五条第二項並びに第三十条第一項中「昭和二十七年四月一日」とあるのは「昭和三十年十月一日」とする。

4 改正後の第四号第二項の規定の適用により遺族年金を受ける権利を有するに至つた者に關し、改正後の戦傷病者遺族等援護法等援護法を適用する場合においては、第二十五条第一項及び第三十条第一項中「昭和二十七年四月一日」とあるのは「昭和二十八年四月一日」と、第二十五条第二項中「昭和二十七年四月一日」とあるのは「昭和二十九年三月三十一日」と、第二十九号第二号中「昭和二十七年三月三十一日」とあるのは「昭和二十八年三月三十一日」と、第三十条第一項中「昭和二十七年四月一日」とあるのは「昭和二十八年四月一日」とする。

5 軍人軍医又は軍人軍医であつた者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む)、子及び孫のうち、昭和二十一年一月一日以後養子となつたことにより第二十九条の規定により遺族年金の支給を受けることができなかった者又は第三十一条の規定により遺族年金の支給を受ける権利を失つた者

で、昭和二十七年四月三十日において贈與又は縁組の取消により同条第五号又は第六号に規定する親子でなくなつていたものは、この法律の施行の際、遺族年金を受ける権利を取得するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、この限りでない。

一 当該軍人又は軍人であつた者が公務上の負傷又は疾病により死亡したことによる扶助料を受ける資格を有する者

二 養子となつた日以後この法律の施行前に第三十一條第一号から第四号までのいずれかに該当した者

三 前号の期間内に婚姻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情に入つてゐると認められる場合を含む)したことににより第三十一條第五号に該当した者

四 昭和二十七年五月一日以後この法律の施行前に養子となつたことににより第三十一條第五号又は第六号に該当した者

六 前項の遺族年金は、昭和三十年十月分から支給する。

七 この法律の施行前に死亡した軍人軍民又は軍人軍民であつた者に關し、改正前の第三十五條及び第三十六條の規定により甲慰金の支給を受ける権利を有する者がある場合においては、甲慰金を受けるべき遺族の順位については、第三十五條及び第三十六條の改正規定

にかかわらず、なお従前の例により。

八 この法律による第三條及び第三十四條から第三十六條までの規定の改正によりこの法律の施行と同時に甲慰金の支給を受ける権利を有するに至つた者に支給する第三十七條に規定する国債の発行の日は、昭和三十年十月一日とし、改正後の第四條第二項の規定の適用により昭和二十九年四月一日前に死亡した者に關し甲慰金の支給を受ける権利を有するに至る者に支給する第三十七條に規定する国債の発行の日は、昭和二十九年四月一日とする。

九 改正後の第四條第二項の規定の適用により公務上負傷し、又は疾病にかつたものとなされる者の遺族に對し、この法律の施行前に改正前の第三十四條第二項の規定の適用により甲慰金を支給してゐた場合においては、恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号)附則第三十五條の二の規定の適用については、当該甲慰金は、改正前の第三十四條第二項の規定の適用によらないで支給したものとみなす。

十 軍人軍民(改正後の第三十四條第四項の規定により軍民とみなされる者を含む。以下この項において同じ。又は軍人軍民であつた者が、今次の條に關連する非常事態にあたり、軍人軍民たる特別の事

情に關連して死亡し、援護審査会において公務による負傷又は疾病により死亡したものと同視すべきものと議決した場合においては、その遺族に遺族年金及び甲慰金を支給する。この場合においては、戦傷病者戦没者遺族等援護法の規定による遺族年金及び甲慰金(第三十四條第五項から第七項までの規定の適用によらないものをいふ)に關する規定を準用する。

十一 前項に規定する者の死亡に關し、恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号)附則第三十五條の三第一項の規定により扶助料の額が改定され、又はその者の遺族が同項に規定する扶助料を受ける権利を取得する場合においては、前項の遺族年金は、支給しない。

十二 附則第十項の遺族に關し戦傷病者戦没者遺族等援護法を準用する場合においては、第二十五條第一項、第三十條第一項、第三十六條第二号、第四号及び第六号並びに第三十八條第三号中「昭和二十七年四月一日」とあるのは「昭和二十八年四月一日」と、第二十九條第二号、第三十六條第一号及び第三十八條第二号中「昭和二十七年三月三十一日」とあるのは「昭和二十八年三月三十一日」と、第三十條第一項中「昭和二十七年四月」とあるのは「昭和二十八年四月」と、第二十五條第一項及び第三十八條第三

号中「昭和二十七年四月二日」とあるのは「昭和二十八年四月二日」と読み替へるものとする。

十三 障害年金又は遺族年金の支給事由と同一の事由により旧令による共済組合からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号。以下「特別措置法」といふ)の規定による年金を受ける権利を有する者がある場合においては、特別措置法の規定による年金の支給を受けることができない期間、当該障害年金又は遺族年金は、支給しない。ただし、障害年金については、その額が同一の事由により支給される特別措置法の規定による年金の額をこえる場合においては、そのこえる部分については、この限りでない。

十四 前項の規定は、この法律の施行の際現に障害年金又は遺族年金の支給を受ける権利を有する者については、適用しない。

十五 第二十六條の規定の改正による遺族年金の額の改定は、厚生大臣が、受給者の請求を待たずに行ふ。

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案に対する修正案

戦傷病者戦没者遺族等援護法の第一條を改正する法律案に対する修正案

戦傷病者戦没者遺族等援護法の第一條を改正する法律案の次のように修正する。

第三條第一項の改正規定中「第三條第二項第二号中」を「第三條第二項第一号中(大正十二年法律第四十八号)の下に(以下第四條第二項において「改正前の恩給法」といふ。))」を加へ、同項第二号中「に改める。」を「第四條第二項の改正規定中「公務以外の事由により」を「故意又は重大な過失によつて」に、第二十三條第一項第一号を「第二十三條第一号」に改め、援護審査会の議決により」を削り、ただし書を次のように改める。

ただし、旧恩給法の特例に關する件の施行前にされた改正前の恩給法の規定による扶助料を受ける権利についての規定、改正前の恩給法第七十五條第一項第二号又は第三号に掲げる額の扶助料を支給する規定を除く。に、舊恩給法の特例に關する件第一條に規定する軍人又は軍人軍民の負傷又は疾病に關し、又は重大な過失によつて負傷し、又は疾病にかつたことが明らかでない」と議決した場合に限る。

第二十三條第二項の改正規定中「中」前項第一号を「前項第一号又は第三号に改める」を「を」に改める。

第二十六條第一項の改正規定中「二万八千二百六十五円」を「三万五千二百四十五円」に改める。

昭和三十年七月二十一日 衆議院會議第四十四号 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案

第二十七条第一項の改正規定中「第二十三条第一項第二号及び第三号」を「第二十三条第二号及び第三号」に改める。

第三十二条第三項の改正規定中「第二十三条第二項を」を「第二十三条」に改める。

第三十四条第一項及び第二項の改正に關する部分の次に次のように加える。

第三十四条第四項中「旧特別未歸還者給与法(昭和二十三年法律第二百七十九号)第一条に規定する特別未歸還者は、軍医とみなし、その者の」を「昭和十四年十二月二十二日の閣議決定(滿洲開拓民に關する根本方針に關する件に基いて組織された滿洲開拓青年義勇隊の隊員及び当該隊員であつた者並びに旧特別未歸還者給与法(昭和二十三年法律第二百七十九号)第一条に規定する特別未歸還者は、軍医とみなし、滿洲開拓青年義勇隊の隊員の昭和二十年八月九日以後の業務上の負傷又は疾病並びに滿洲開拓青年義勇隊の隊員であつた者及び特別未歸還者の」に改める。

第三十四条(第一項及び第二項を除く)の改正に關する部分中「第三十四条第六項中「第一項、第三項及び前項の場合に準用する。」を「弔慰金の支給について準用する。ただし、第三項、第四項又は第六項の規定の適用による場合は、この限りでない。」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項から第五項までを二項ずつ繰り下げ」を「第三十四条中第六項を削り、第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項を第五項としに改める。

第三十五条第一項の改正に關する部分の次に次のように加える。

第三十四条に次の一項を加える。

8 第五項から前項までの規定の適用については、当該負傷又は疾病が昭和二十年九月二日前に生じたものであるときは、当該負傷又は疾病が戦時災害によるものである場合に限り、弔慰金を支給する。

附則第一項中「ただし」の下に、「附則第七項及び附則第十八項の規定は公布の日から施行しを加え、附則第十項及び附則第十一項を「附則第十一項及び附則第十二項」に改める。

附則第二項中「同条第一項第三号」を「同条第三号」に改める。

附則第五項中「昭和二十七年四月三十日」を「昭和三十年六月三十日」に改める。

附則第十二項中「附則第十項」を「附則第十一項」に改め、附則中第五項を第六項とし、以下順次一項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の一項を加える。

5 昭和三十年十月分から昭和三十一年六月分までの遺族年金の額を

算出する場合においては、第二十六条第一項の改正規定にかかわらず、同項中「三万五千二百四十五円」とあるのは、「三万一千五百円」と読み替へるものとする。

附則に次の二項を加える。

17 恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律(昭和三十年法律第 号)の一部を次のように改正する。

恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)附則第三十五条の二第一項の改正規定中「附則第三十五条の二第一項中」の下に「第二十三条第一項第一号」を「第二十三条第一号」に改め、を、「第四条第二項の下に「ただし書」を「加え」の下に、「同項同号ロ」を「同号ロ」に改め」を加える。

恩給法の一部を改正する法律附則第三十五条の三の改正規定中「附則第十項」を「附則第十一項」に改める。

18 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二十項中「は、その者」を「で、かつ、厚生大臣が当該死亡を公務上の負傷又は疾病による死亡と認視することを相当と認めたとときは、その者」に改める。

【報告書は會議録に掲載】

【松岡公平君登壇】

○松岡公平君 たいまつ議題となりました戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びにその結果の概要を御報告申し上げます。

本改正案の要旨は、さきに本院を通過いたしました恩給法の改正に対応して、遺族年金額の引き上げを行うほか、援護の措置をさらに強化するため所要の改正を行おうとするものであります。

そのおもなる内容を申し上げますれば、第一は、改正恩給法における旧軍人の公務扶助料の増額に対応して、本法における先順位者の遺族年金額を従来の二万七千六百円から二万八千二百六十五円に引き上げたことであります。

第二は、弔慰金を支給する遺族の範囲を拡大し、戦没者の三親等内の親族で戦没者の死亡当時これと生計關係を有していた者にも支給することとしたことであります。

第三は、軍人恩給が停止された昭和二十一年二月一日以後に遺族以外の養子となつた者でも、遺族援護法公布の昭和二十七年四月三十日以前に縁組を解消した者に対しては、右の期間における縁組をもつて年金失権事由としてい

た従来の取扱ひを改めて、遺族年金を支給することとしたことであります。

第四は、公務上の傷病の範囲に關する規定であります。太平洋戦争中戦地で受傷、罹病した軍人、軍医が戦地勤務中死亡した場合または戦地の勤務を離れてから原則として一年以内に死亡した場合、公務以外の事由で死亡したことが明らかでないときは、援護審査会の議決により、公務上死亡したものと取り扱ふこととしたことであります。

以上のほか、日華事変中、事変地で勤務していた、いわゆる雇用人等の軍医、終戦時の特殊事情により責任自殺した者等に対する援護の措置等について規定を整備いたしましたものであります。

本法案は、去る五月二十三日本委員会に付託せられ、同二十五日政府より提案理由の説明を聴取した後審議に入り、昨二十日の委員会において賛成を終了した後、各派共同提案による修正案が提出せられ、自由党の山下委員からその趣旨の説明がありました。

本改正案の要旨は、

一、公務扶助料の増額に伴い、遺族年金額を政府案の二万八千二百六十五円から三万五千二百四十五円に増額すること。

二、軍人及び準軍人については、故意または重大な過失によるものの以外の死亡を公務死とみなし、また軍

三、満州開拓青年義勇隊の隊員に對しても弔慰金を支給すること。

四、簍子でなくなつた者の遺族年金の受給權復活の範圍を拡大すること。

五、戦犯として拘禁中死亡した者についての遺族年金、弔慰金の支給を適正化すること。

次いで、討論を省略し採決に入りましたところ、修正案並びに修正部分を除く原案はいずれも全会一致可決すべきものと議決いたしました次第でございます。

以上、報告いたします。（拍手）

○副議長（杉山元治郎君） 採決いたしました。本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り決しました。

明二十二日は定刻より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

出席國務大臣

法務大臣	花村	四郎君
厚生大臣	川崎	秀二君

運輸大臣	三木 武夫君
建設大臣	竹山 祐太郎君
國務大臣	杉原 荒太君
出席政府委員	

法務政務次官	小泉 純也君
外務政務次官	園田 直君
運輸政務次官	河野 金昇君
運輸省自動車 局業務部長	岡本 悟君

朗読を省略した報告

一、去る十九日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

海上運送法の一部を改正する法律

二、去る十五日、内閣総理大臣から、
鉄道建設審議会委員に佐藤博夫君、
平山孝君、今里広記君、岡桂三君、湯

河元威君、迫靜二君、島田第一君及び山崎匡輔君を任命したので、鐵道敷設法第六條第二項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十九日益谷議長は鳩山内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

人事院事務総長 佐藤 朝生
一、鳩山内閣総理大臣から益谷 麟皇
宛、去る十九日驛長において承認し
た佐藤朝生を同日政府委員に任命し
た旨の通知を受領した。

一、昨二十日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

輸出品取締法の一部を改正する法律

国民金融公庫法の一部を改正する法律
資金運用部特別会計法の一部を改正する法律

昨二十日参議院議長が、国会に
 おいて承認することを議決した次の
 件を内閣に送付した旨の通知書を受
 領した。

地方自治法第五百六条第六項の規

定に基き、工業品検査所の出張所の設置に関し承認を求めるの件

一、去る十九日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

外務委員会
理事 菊池 義郎君（理事菊池義郎君去る十三日委員辭任）

大蔵委員会
理事 坊 秀男君（理事内藤方
明君去る十八日委員辞任
につきその補欠）

商工委員會
理事 永井勝次郎君（理事永井勝次郎君去る十二日委員種

建設委員会
理事 今村 等君（理事今村第
君去る六日委員辞任に
きその補欠）
任につきその補欠

任委員の辭任を許可した。

内閣委員

林 唯義君 福井 順一君
薩摩 雄次君

地方行政委員

伊東 臨治君	大野 市郎君
坂本 泰良君	横山 利秋君
伊藤 好道君	

高橋 禎一君
小澤佐重喜君
細迫 兼光君
生田 宏一君
益谷 秀次君

稻村 隆一君	松本 七郎君
大藏委員	
田村 元君	伊藤 好道君
文教委員	

永山 忠則君 小平 忠君
小牧 次生君
社会労働委員

農林水産委員

八木 一男君	山下 榮三君
青木 正君	松野 額三君
赤路 友藏君	井手 以誠君
小牧 次生君	今澄 勇君

中村 時雄君
運輸委員
堀内 一雄君
山本 友一君

栗原 俊夫君	田中 彰治君
通信委員	樺 兼次郎君
建設委員	樺 錢 重吉君

國屬 館方君 田中 章治君
德田興吉郎君 松澤 雄藏君
有馬 輝武君 三鍋 義三君
今松 治郎君 林 唯義君
堀内 一雄君

足立 惣郎君 井堀 繁雄君
中村 時雄君
決算委員
生田 安一郎 藤田 眞朝君

去る十九日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

藤澤 雄次君	田村 元君
--------	-------

林 唯義君
地方行政委員
德田與吉郎君
栗原 俊夫君
青木 正君
伊藤 好道君

有朋 鄭重者
法務委員
重政 誠之君
永山 忠則君

山本友一君 薄田美穂君
三銅 義三君
外務委員
赤路 友藏君 中村 時雄君

大蔵委員
福井 順一君
横山 利秋君
文教委員

生田 安一君 小牧 次生君
今澄 勇君
社会労働委員
横銭 重吉君 井堀 繁雄君
農林水産委員

大野 市郎君 足立 鶴郎君
 稻村 陸一君 楯 兼次郎君
 中村 時雄君 小牧 次生君
 松本 七郎君

昭和三十年七月二十一日 衆議院會議録第四十四号 議長の報告

六三二

運輸委員	田中 彰治君 小澤佐重喜君 坂本 泰良君 堀内 一雄君 通信委員 井手 以誠君 八木 一男君 建設委員 林 唯義君 堀内 一雄君 伊東 隆治君 今松 治郎君 伊藤 好道君 細道 兼光君 松澤 雄蔵君 薩摩 雄次君 田中 彰治君 予算委員 松野 頼三君 山下 榮二君 小平 忠君	法務委員	重政 誠之君 澤田 美朝君 永山 忠則君 山本 友一君 福田 昌子君 三鍋 義三君 田中 幾三郎君 戸叶 里子君 松尾トシ子君 吉田 賢一君 外務委員 淺沼稻次郎君 中村 時雄君 大蔵委員 大蔵 順一君 福井 順一君 文教委員 生田 宏一君 今澄 勇君 太田 哲君 平田 ヒデ君 永山 忠則君 社会労働委員 横鏡 重吉君 田原 泰次君 農林水産委員 榎 兼次郎君 小牧 次生君 松本 七郎君 井手 以誠君 山本 猛夫君 八木 昇君 運輸委員 今松 治郎君 松岡 松平君 小澤佐重喜君 關谷 勝利君 坂本 泰良君 志賀健次郎君 通信委員 井手 以誠君 佐竹 晴記君 建設委員 荻野 豊平君 志賀健次郎君 二階堂 進君 伊藤 好道君 西村 力弥君 細道 兼光君 今松 治郎君 濱野 清吉君 予算委員 片島 港君 勝岡田清一君 片島 港君 新市君 佐竹 新市君	決算委員	益谷 秀次君 議院運営委員 保利 茂君 一、昨二十日議長において、次の通り 常任委員の補欠を指名した。 内閣委員 松岡 松平君 福井 順一君 田原 泰次君 地方行政委員 二階堂 進君 坂本 泰良君 勝岡田清一君 西村 力弥君 井手 以誠君 法務委員 高橋 頼一君 益谷 秀次君 生田 宏一君 小澤佐重喜君 横鏡 重吉君 細道 兼光君 木下 哲君 淺沼稻次郎君 佐竹 晴記君 平田 ヒデ君 外務委員 戸叶 里子君 松本 七郎君 大蔵委員 保利 茂君 文教委員 永山 忠則君 小牧 次生君 田中幾三郎君 吉田 賢一君 關谷 勝利君 社会労働委員 福田 昌子君 受田 新吉君 農林水産委員 井手 以誠君 佐竹 新市君 中村 時雄君 勝岡田清一君 山本 勝市君 片島 港君 運輸委員 志賀健次郎君 濱野 清吉君	山本 友一君 永山 忠則君 栗原 俊夫君 今松 治郎君 通信委員 榎 兼次郎君 松尾トシ子君 建設委員 濱野 清吉君 今松 治郎君 吉田 重延君 有馬 輝武君 坂本 泰良君 三鍋 義三君 志賀健次郎君 荻野 豊平君 予算委員 八木 昇君 伊藤 好道君 今澄 勇君	決算委員 澤田 美朝君 議院運営委員 大橋 武夫君 一、内閣委員長から提出した次の公聴 会開会承認要求に対し、議長は去る 十九日これを承認した。 公聴会開会承認要求書 一、公聴会を開こうとする議案 国防会議の構成等に関する法 律案(内閣提出第一〇〇号) 一、意見を聞くこととする問題 国防会議の構成等に関する法 律案について 右によつて公聴会を開きたいから衆 議院規則第七十八条により承認を求 める。 昭和三十年七月十九日 衆議院議長益谷秀次殿 宮澤 胤男 衆議院議長益谷秀次殿 一、去る十九日議員から提出した議案 は次の通りである。	地方財政の整備に関する特別措置法 案(加賀田進君外十名提出) 昭和三十年度において償還すべき地 方債の元金償還金の償還の特例に 関する法律案(加賀田進君外十名提 出) 北海道に在動する者に支給される石 炭手当等に対する所得税の特例に 関する法律案(横路節雄君外十二名 提出) 一、去る十九日委員会に付託された議 案は次の通りである。 地方財政法の一部を改正する法律案 (加賀田進君外十名提出、衆法第五 五号) 地方行政委員会 付託 クリーニング業法の一部を改正する 法律案(大石武一君外八名提出、衆法 第五六号) 社会労働委員会 付託 一、去る十九日予備審査のため参議院 から送付された議案は次の委員会に 付託された。 公共企業体職員等共済組合法案(植 竹春彦君外二十七名提出、参法第二 〇号) 社会労働委員会 付託 一、去る十九日参議院に送付した本院 提出案は次の通りである。 運輸省設置法の一部を改正する法律 案 戦傷病者等の日本国有鉄道無賃乗車 等に関する法律案 覚せい剤取締法の一部を改正する法 律案
------	---	------	--	------	--	---	--	---

理事 山本 友一君(理事山本友一君去る十九日委員辞任につきその補欠)

一、昨二十日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 濱野 清吉君 大橋 武夫君
受田 新吉君
地方行政委員 吉田 重延君 有馬 輝武君
栗原 俊夫君 坂本 泰良君
勝岡田清一君

運輸委員 今松 治郎君 松岡 松平君
小澤佐重喜君 關谷 勝利君
坂本 泰良君 志賀健次郎君
通信委員 井手 以誠君 佐竹 晴記君
建設委員 荻野 豊平君 志賀健次郎君
二階堂 進君 伊藤 好道君
西村 力弥君 細道 兼光君
今松 治郎君 濱野 清吉君
予算委員 片島 港君 勝岡田清一君
片島 港君 新市君 佐竹 新市君

決算委員 益谷 秀次君
議院運営委員 保利 茂君
一、昨二十日議長において、次の通り
常任委員の補欠を指名した。
内閣委員 松岡 松平君 福井 順一君
田原 泰次君
地方行政委員 二階堂 進君 坂本 泰良君
勝岡田清一君 西村 力弥君
井手 以誠君
法務委員 高橋 頼一君 益谷 秀次君
生田 宏一君 小澤佐重喜君
横鏡 重吉君 細道 兼光君
木下 哲君 淺沼稻次郎君
佐竹 晴記君 平田 ヒデ君
外務委員 戸叶 里子君 松本 七郎君
大蔵委員 保利 茂君
文教委員 永山 忠則君 小牧 次生君
田中幾三郎君 吉田 賢一君
關谷 勝利君
社会労働委員 福田 昌子君 受田 新吉君
農林水産委員 井手 以誠君 佐竹 新市君
中村 時雄君 勝岡田清一君
山本 勝市君 片島 港君
運輸委員 志賀健次郎君 濱野 清吉君

山本 友一君 永山 忠則君
栗原 俊夫君 今松 治郎君
通信委員 榎 兼次郎君 松尾トシ子君
建設委員 濱野 清吉君 今松 治郎君
吉田 重延君 有馬 輝武君
坂本 泰良君 三鍋 義三君
志賀健次郎君 荻野 豊平君
予算委員 八木 昇君 伊藤 好道君
今澄 勇君

決算委員 澤田 美朝君
議院運営委員 大橋 武夫君
一、内閣委員長から提出した次の公聴
会開会承認要求に対し、議長は去る
十九日これを承認した。
公聴会開会承認要求書
一、公聴会を開こうとする議案
国防会議の構成等に関する法
律案(内閣提出第一〇〇号)
一、意見を聞くこととする問題
国防会議の構成等に関する法
律案について
右によつて公聴会を開きたいから衆
議院規則第七十八条により承認を求
める。
昭和三十年七月十九日
衆議院議長益谷秀次殿 宮澤 胤男
衆議院議長益谷秀次殿
一、去る十九日議員から提出した議案
は次の通りである。

歩、主要工事新設排水機三台である。

昭和三十年七月二十一日 衆議院會議第四十四号 廳長の報告

六二四

2 昭和三十年度都府縣管かんがい排水事業は、新規地区については、全体実施設計費を配当して着工の準備態勢を整える予定である。

したがって、着工並びにゆん工予定時期については、後年度の予算規模に順応してでき得る限り考慮したい。

3 この地区に対して直接の応急措置は考えていないが、京都農地事務局に排水ポンプを整備、保管せしめ、京都府の要請があればいつでも貸し出せるよう準備している。

右答弁する。

衆議院會議第三十七号中正誤	頁 段 行 誤 正
四三二末二 保險婦 保健婦	
衆議院會議第四十三号中正誤	
頁 段 行 誤 正	
五五 傷病年金 傷病年金	

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円
(配送料共)
発行所 東京府新橋区本町四一五
大蔵省印刷局
電話九段四〇五―五九〇四